

京都市社会的養育推進計画

京都市

目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 京都市社会的養育推進計画策定の経過及び見直しの背景	3
2 本計画について	4
第2章 地域の現状、資源の整備・取組方針、評価指標について	8
1 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）	8
2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組	14
3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新設】	19
4 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み	21
5 一時保護改革に向けた取組	22
6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	25
7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	30
8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	35
9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	41
10 児童相談所の強化等に向けた取組	47
11 障害児入所施設における支援	53
里親等委託児童及び児童養護施設入所者のヒアリングに関する結果	54
（参考）都道府県社会的養育推進計画策定要領における評価のための指標	77

第1章 計画策定にあたって

1 京都市社会的養育推進計画策定の経過及び見直しの背景

- 平成28年6月の児童福祉法改正により、「家庭養育優先原則」の理念が規定。
- 平成29年8月に国において設置された「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により、今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられる。
- 同ビジョンの内容を通じて「家庭養育優先原則」を徹底するため、平成30年7月6日に厚生労働省から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が発出。各自治体において、平成23年7月に国が掲げた「社会的養護の課題と将来像」に基づき政令指定都市を含む各都道府県が策定した計画を全面的に見直し、新たに令和2年度から令和11年度を計画期間とする都道府県社会的養育推進計画を令和元年度末までに策定するよう通知。
- これを受け、本市においては、子ども・若者に係る総合的な計画である「京都市はぐくみプラン」に包含する形で、令和2年3月に「京都市社会的養育推進計画」（以下「旧計画」という。）を策定。
 - ※ 「京都市はぐくみプランの計画期間」と「社会的養育推進計画（前期）の期間」が連動（令和2年度～6年度）
- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法（以下「改正児童福祉法」という。）において、子ども等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。
- また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和4年2月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと等が指摘されている。
→これらを受けて既存の京都市社会的養育推進計画の見直しを行う。

2 本計画について

(1) 計画の位置づけ

令和2年3月に策定した旧計画を見直し、令和4年度の児童福祉法の改正を踏まえ、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（令和6年3月12日こども家庭庁支援局長通知）に基づき「京都市子どもはぐくみプラン」＜2025－2029＞に包含する形で策定する。

(2) 計画の期間

令和7年度～11年度の5年を1期として策定

(3) 本計画策定までの経過

京都市はぐくみ推進審議会「支援を必要とする子どものための部会」において、社会的養護当事者も特別委員として参画し、委員からの意見聴取を実施。

日程	会議名等	内容
7月29日	第1回支援を必要とする子どものための部会	・京都市社会的養育推進計画の策定について ・京都市社会的養育推進計画（後期）の内容について
9月24日	第2回支援を必要とする子どものための部会	
11月18日	第3回支援を必要とする子どものための部会	・整備・取組方針について ・当事者ヒアリングについて
10月末～12月	社会的養護当事者である児童へのヒアリングを開始	
2月6日	第4回支援を必要とする子どものための部会	素案に対する意見聴取

※ 部会での検討内容について、各部会終了後に京都児童養護施設長会等との意見交換会を実施（1回目：7月30日、2回目：10月7日、3回目：12月2日、4回目：3月10日）。

(4) 基本的考え方及び全体像

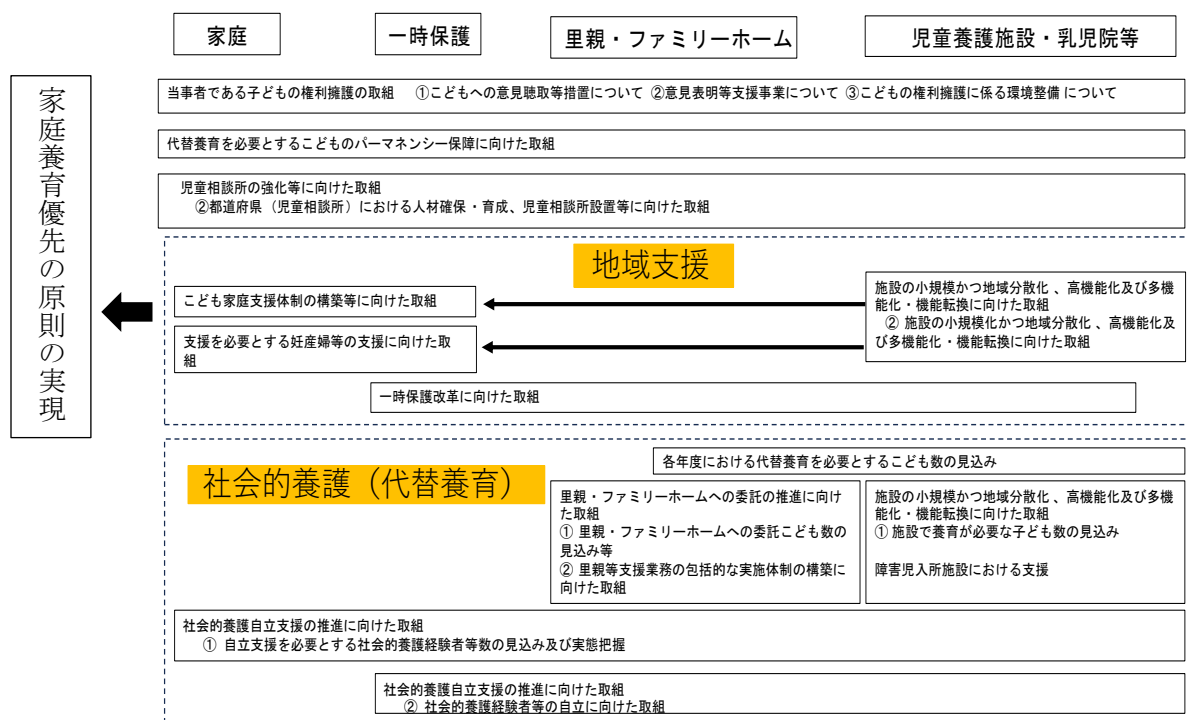
(7) 基本的考え方

- ・ 「子どもの権利保障の理念、家庭養育優先の原則及びパーマネンシー保障」を計画全体の理念とする。
- ・ 施設、市町村及び児童相談所の専門性を活用した家庭における予防的支援又はそれぞれの養育環境に応じた適切な支援を行うことにより、子どもの最善の利益を図る。

- ・ 子どもの最善の利益を実現するために施設及び児童相談所等の体制強化及び体制整備を目的とする計画として、旧計画を見直して本計画を策定する。
- ・ 計画の進捗について、毎年度国が定める「評価のための指標」等により自己点検・評価を実施し、その結果を京都市はぐくみ推進審議会「支援を必要とする子どものための部会」へ報告し、意見聴取を行う。明らかになった課題等は、速やかに分析・評価を行い、必要に応じて取組の見直しを行う。
- ・ 上記PDCAサイクルの運用の際には、当事者である子どもの意見を反映する。

(1) 全体像

計画の全体像及び記載項目は下図のとおり。



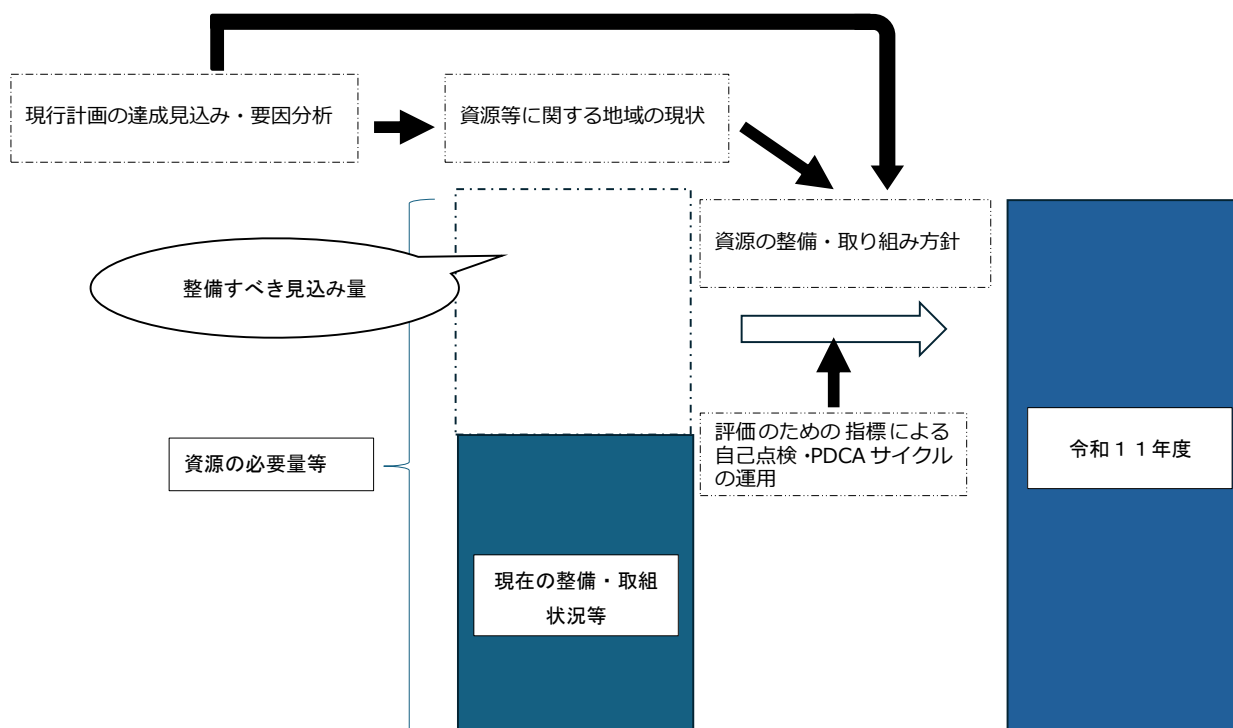
(5) 本計画における記載内容

(7) 必要的記載事項

策定要領において、改正児童福祉法の内容等を踏まえ社会的養育推進計画の体系を見直すとともに、13項目について、項目ごとに下記の必要的記載事項を記載することが定められています。

必要的記載事項	内容
現行計画の 達成見込み・要因分析等	現行計画における目標設定の内容(目標、目標設定に当たっての考え方)、直近の取組結果及び令和6年度末時点での目標の達成見込みを記載するとともに、達成・未達成(見込み)の要因を分析してその内容を記載すること。
資源等に関する地域の現状	各項目に設定された留意事項を踏まえて、計画期間における「資源の必要量等」の見込みを算出し、当該資源等の「現在の整備・取組状況等」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、「地域の現状」として記載すること。
資源の整備・取り組み方針	資源等に関する地域の現状で算出した、計画期間における「整備すべき見込量等」について、留意事項及び現行計画の達成見込み・要因分析も踏まえて「整備・取組方針」を具体的に記載すること。「定量的な整備目標」の設定が求められている項目は年度ごとに設定すること。

(1) 計画策定項目図



第2章 地域の現状、資源の整備・取組方針、評価指標について

1 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画における内容】

- 子どもの権利保障の理念を踏まえた取組の実施（「子どもの権利ノート」の活用等）

現状（取組結果）	達成見込み・要因分析
児童相談所での意見聴取について児童記録等に記録化	子どもの権利ノートの活用や一時保護所における意見箱の設置に加え、令和6年度からは児童福祉法の改正を踏まえた新たな取組を実施するなど、子どもの権利擁護のための取組を推進
児童相談所から年齢に応じた「子どもの権利ノート」を施設入所時に配付	
里親、ファミリーホーム向けの「子どもの権利ノート」の作成	
・令和6年度から、児童養護施設入所児童等の権利擁護推進事業を開始 ・子どもの権利擁護に係る環境整備のため「子どもの権利擁護部会」を創設 ・「意見表明等支援事業」及び子どもの権利擁護に関する研修を実施	

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

i 資源等に関する地域の現状

- ・ 社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数等

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
関係機関の職員が子どもの権利や権利擁護についての理解を十分に深めるとともに、各職員から子ども自身に対しても、子どもの権利等についてわかりやすく説明できる環境の整備	令和6年度から実施	施設及び行政職員向け研修のほかに、施設入所児童向けの啓発として、子ども向け研修の実施

- ・ 意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合、そのうち事業を利用したこどもの割合

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
事業利用を希望する子どもが利用できる体制の整備	令和6年度から実施	意見表明等支援事業の対象施設等を拡大するとともに、子ども向けの研修等を実施

- ・ 措置児童等を対象とした権利擁護に関する取組にかかるこども本人の認知度、利用度、満足度の確認体制の整備
- ・ 措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
子どもの権利及び権利擁護の制度に関する認知度、利用度、満足度、理解度を計るための確認体制の整備（アンケートの実施等）	検討中	アンケート等の実施

- ・ 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
各関係機関における子どもの意見形成・意見表明支援の推進及び各機関の状況に応じた意見表明等支援事業の導入等	整備中	アンケート等の実施

- ・ 児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
子どもの権利擁護部会を継続的に実施し、権利救済の申立ができる手段を確保	令和6年度から専門部会（子どもの権利擁護部会）を設置	専門部会の設置（1か所）及び運営体制の確保

- ・ 社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（経験者を含む）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
社会的養護に係る計画の作成時等に当事者及び経験者に参画いただく体制構築	社会的養育推進計画の策定に当たり、当事者の部会参画を検討	計画の策定時等には必ず当事者等を参画させる

ii 資源の整備・取組方針等

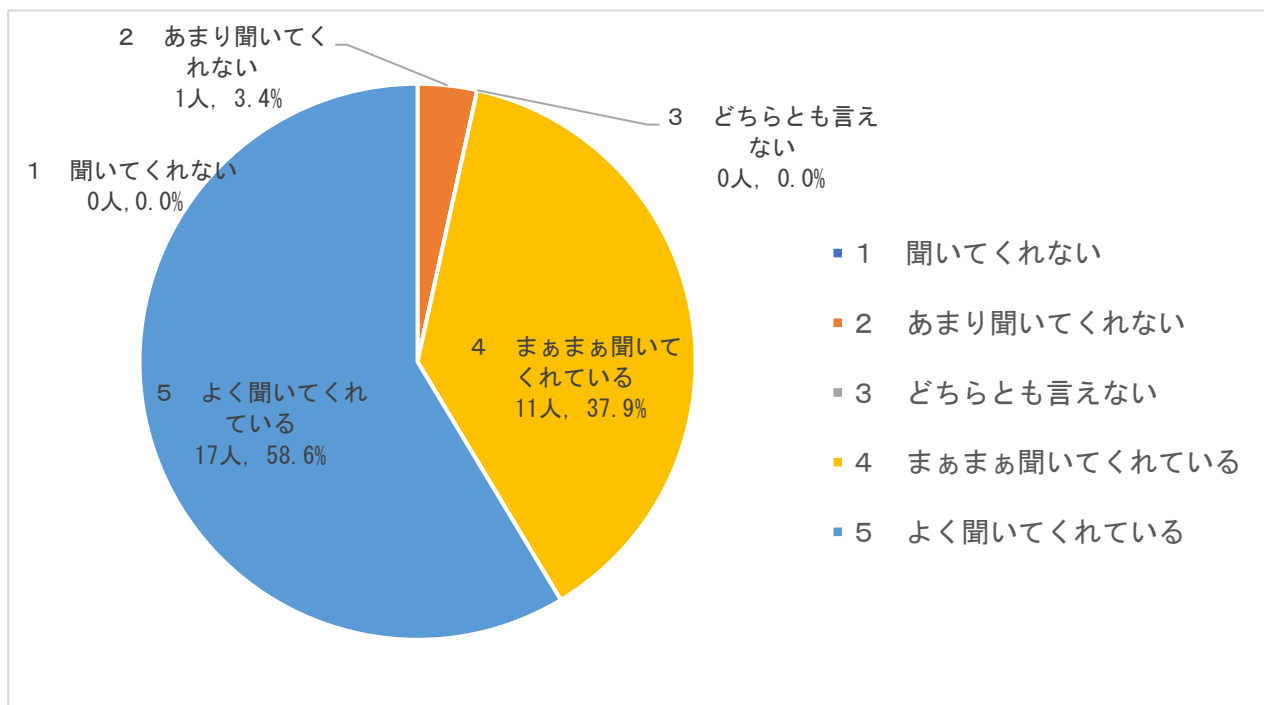
- 児童福祉法の改正により示された子どもの権利擁護のための取組を着実に実施していく。
- 上記取組について、定期的に子どもの理解度や満足度も確認しながら、より効果的な内容となるようブラッシュアップしていく。

iii 定量的な整備目標

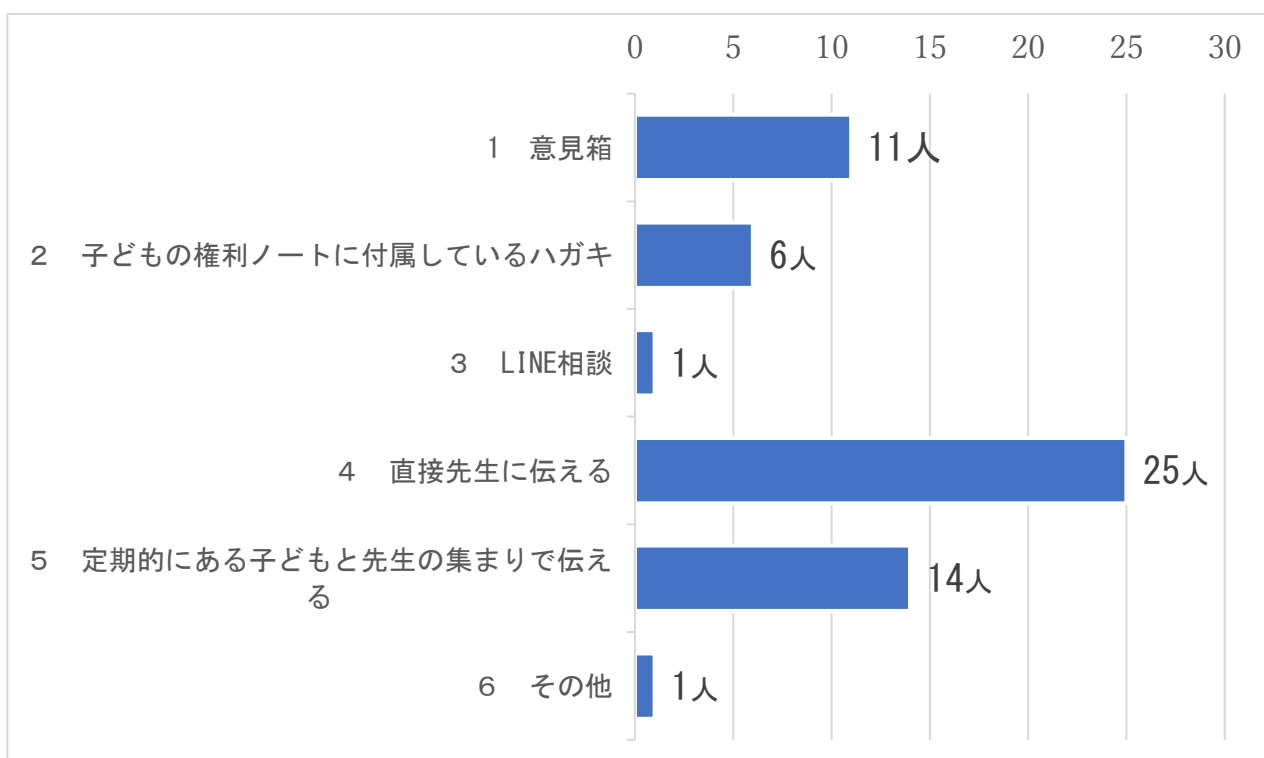
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
社会的養護に関わる関係職員及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数等	市職員	2回	2回	2回	2回	2回
	施設職員等	2回	2回	2回	2回	2回
	合同研修	2回	2回	2回	2回	2回
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合		希望する子ども全員が利用できること		希望する子ども全員が利用できること ※ 事業対象施設は前年度より拡充	希望する子ども全員が利用できること ※ 事業対象施設は前年度より拡充	希望する子ども全員が利用できること ※ 事業対象施設は前年度より拡充

(参考2) 里親等委託児童及び児童養護施設入所者のヒアリングに関する結果報告(抜粋)

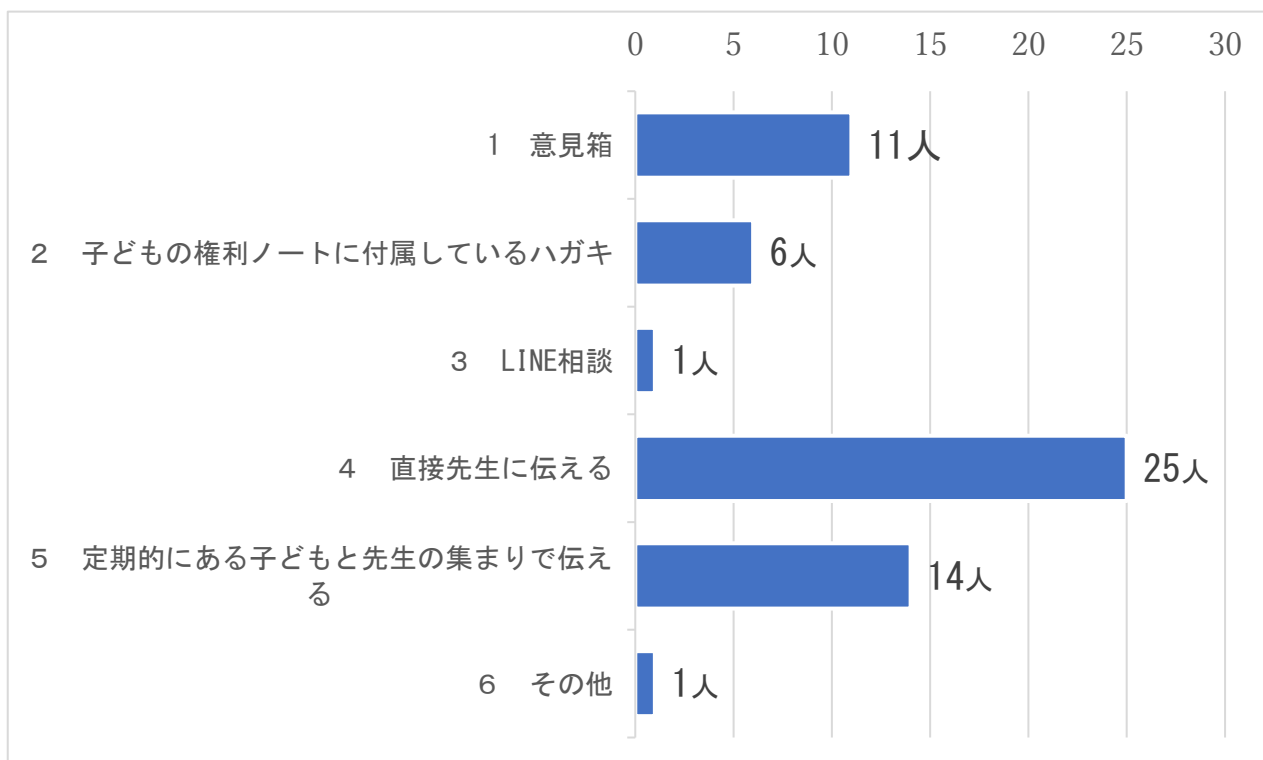
質問3 施設の職員はあなたの話を聞いてくれますか。(回答数29人)



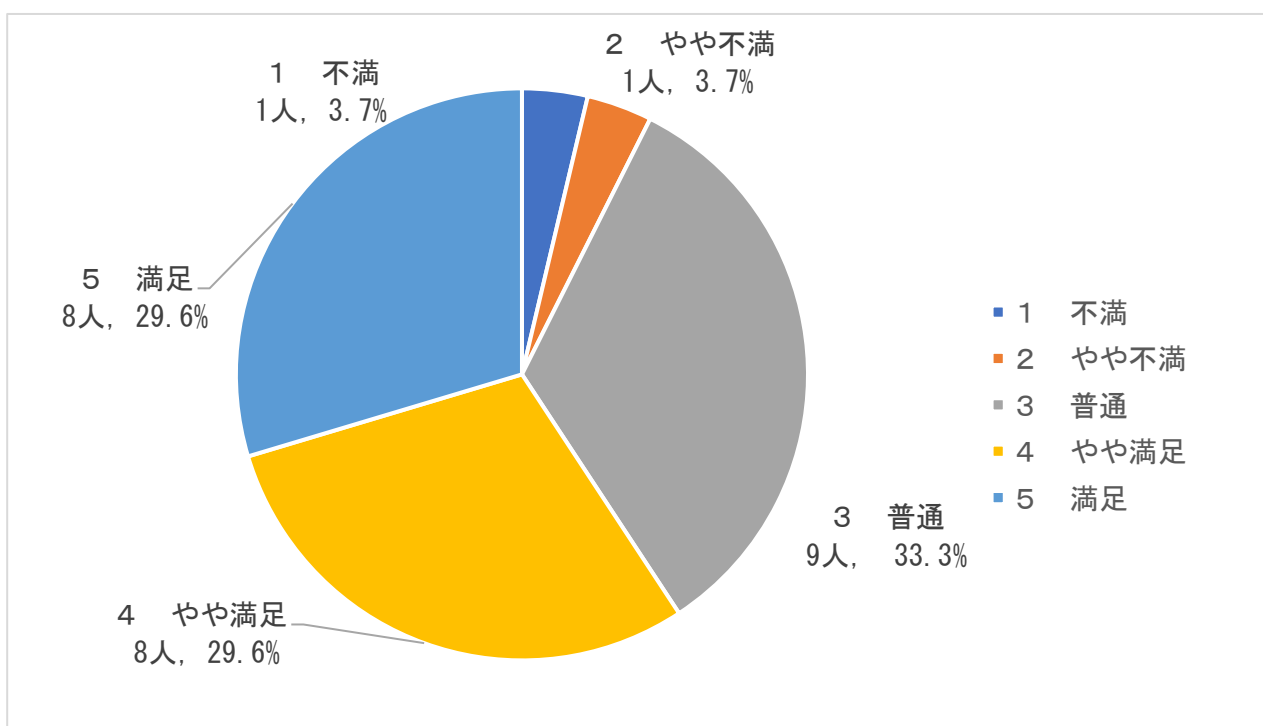
質問10 意見表明の方法について知っているものを教えてください。(回答数29人)



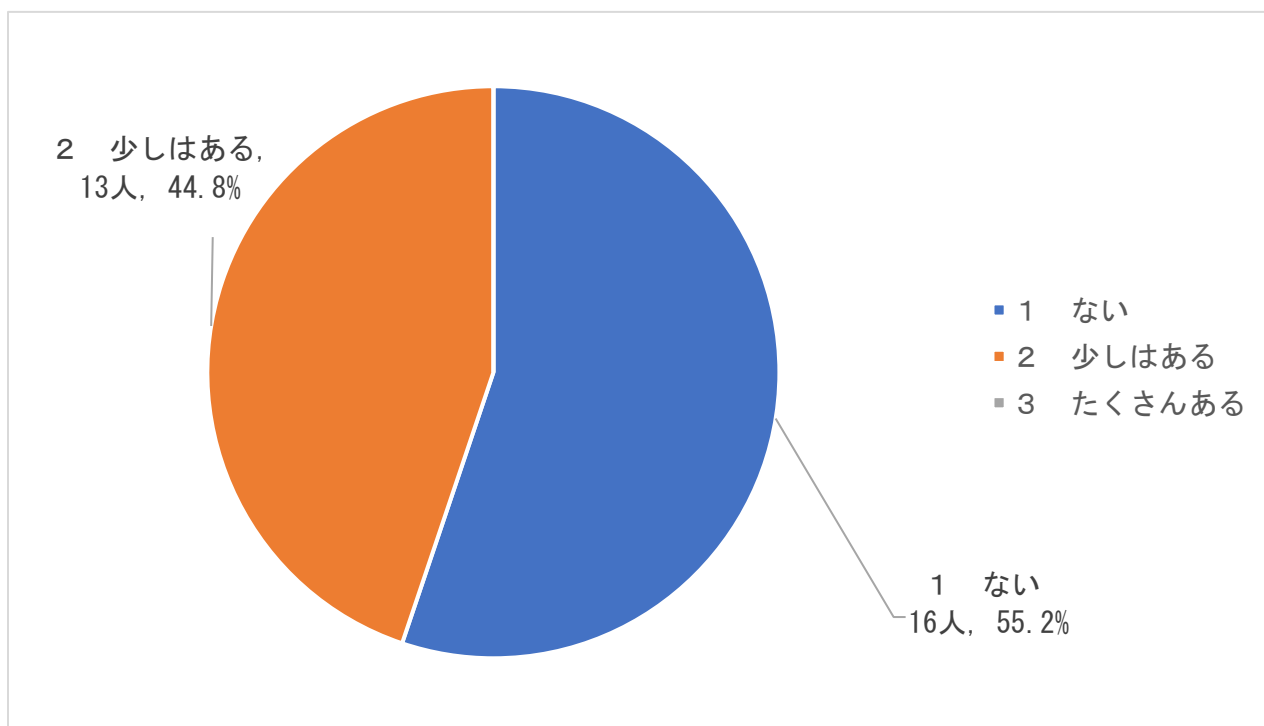
質問 1 1 意見を伝える、何か相談したい場合の方法について実際に使ったことがあるものを教えてください。（回答数 29 人）



質問 1 2 実際に使ったことがある場合の満足度を教えてください。（回答数 27 人）



質問 15 これまで、子どもの権利について話を聞いたことがありますか。（回答数 29 人）



2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画における内容】

- 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実
- 子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の充実
- 区役所・支所子どもはぐくみ室と児童相談所、警察、学校や地域の関係機関等との連携強化
- 要保護児童対策地域協議会の運営と機能強化
- 母子生活支援施設を活用した支援

現状（取組結果）	達成見込み・要因分析
各区役所・支所子どもはぐくみ室を令和6年4月から「こども家庭センター」に位置付け	児童福祉法の改正も踏まえ、計画規定内容に係る取組を継続的に推進している。
子育て支援短期利用事業について、令和2年度以降、新たに3か所で事業開始するとともに、令和5年度からは本体施設のない事業所に職員配置に係る補助を開始	
要保護児童対策地域協議会実務者会議に所轄警察署が参画	
要保護児童対策調整機関の調整担当者研修を継続して実施	
措置費を活用した地域支援事業の実施	
母子生活支援施設と福祉事務所職員の合同研修を継続して実施	

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

① 市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

i 資源等に関する地域の現状

・ こども家庭センターの設置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
全区役所・支所に設置 (14か所)	全区役所・支所に設置 (14か所)	整備済み

・ こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
業務研修のほか、職種や経験年数に応じた研修、分野横断的な研修の継続的な実施	新任研修、職種別研修、福祉業務研修等を継続的に実施	研修の更なる充実、分野横断的な研修の実施

・ 都道府県と市区町村との人材交流の実施体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
児童相談所と子どもはぐくみ室の人材交流の継続	継続的に実施	継続的に実施

・ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
サポートプラン策定を担う職員の専門性の向上	担当者への研修の実施	研修の継続、好事例の共有

ii 資源の整備・取組方針等

- こども家庭センターに求められる役割を果たし、その機能を十分に発揮するために、引き続き、職員への研修等により専門性の確保・向上に取り組んでいく。

iii 定量的な整備目標

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
こども家庭センターの設置数	14か所				
こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	職種別・業務別研修：随時 新任職員研修：年1回 ※受講対象となる職員全てが受講できること 派遣研修：随時				

② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

i 資源等に関する地域の現状

- ・ 市町村こども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
(子ども・子育て支援事業計画に記載)	(子ども・子育て支援事業計画に記載)	(子ども・子育て支援事業計画に記載)

- ・ 市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
子育て短期支援事業（本市：子育て支援短期利用事業）の受け皿の拡充の中で里親・ファミリーホームへの委託も検討	検討中	保護者の利便性の向上、安心して預けられる環境の整備、事業利用を通じた子育て支援の充実

ii 資源の整備・取組方針等

- 引き続き、京都市子ども・子育て支援事業計画に基づき、家庭支援事業の提供体制の確保に取り組む。
- 里親・ファミリーホームへの委託も含め、引き続き、子育て支援短期利用事業の受け皿の拡充に取り組む。

iii 定量的な整備目標

	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
市町村こども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	(子ども・子育て支援事業計画に記載)				
市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	里親・ファミリーホームへの委託も含め、各区役所・支所管内における複数の受け皿の確保を目指す				

③児童家庭センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

- ・ 児童家庭支援センターの設置数
- ・ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数
- ・ 市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
— (子どもはぐくみ室を中心に地域の子育て支援や児童虐待の未然防止等の対応を行っており、児童家庭支援センターは未設置のため)	—	—

ii 資源の整備・取組方針等

- 本市における必要性も含め児童家庭支援センターの設置に関しては検討が必要。

iii 定量的な整備目標

	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
児童家庭支援センターの設置数	—	—	—	—	—
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	—	—	—	—	—
市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	—	—	—	—	—

3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新設】

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画における内容】

- 新設項目のため、旧計画では定めていない。

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

i 資源等に関する地域の現状

・ 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
事業の必要性の検討	—	事業の必要性の検討

・ 助産施設の設置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
助産利用希望者が利用できる受入体制の維持	10 か所で実施	現状維持

・ 特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
特定妊婦支援に関する内容を盛り込んだ研修の実施	個別事業研修、新採研修・異動者研修内において特定妊婦の支援について講義等を実施	研修の継続実施

ii 資源の整備・取組方針等

- 特定妊婦等への支援に従事する職員に対しては、研修等を実施し、支援策を学びより良い支援を行えるように取り組んでいく。
- 入所や通所による特定妊婦への支援については、関係施設・団体との連携の下、既存の施策・事業により取り組んでいるが、ニーズは高い状況である。
- 国によるこども虐待による死亡事例等検証においては、従前から心中以外の虐待死では0歳児が最も多く、0歳のうち月齢0か月児が高い割合を占めていること、また、娠期からの切れ目のない支援の充実について繰り返し提言が行われていること等も踏まえ、引き続き、本市における支援を必要とする妊産婦等のへの支援施策を検討していく。

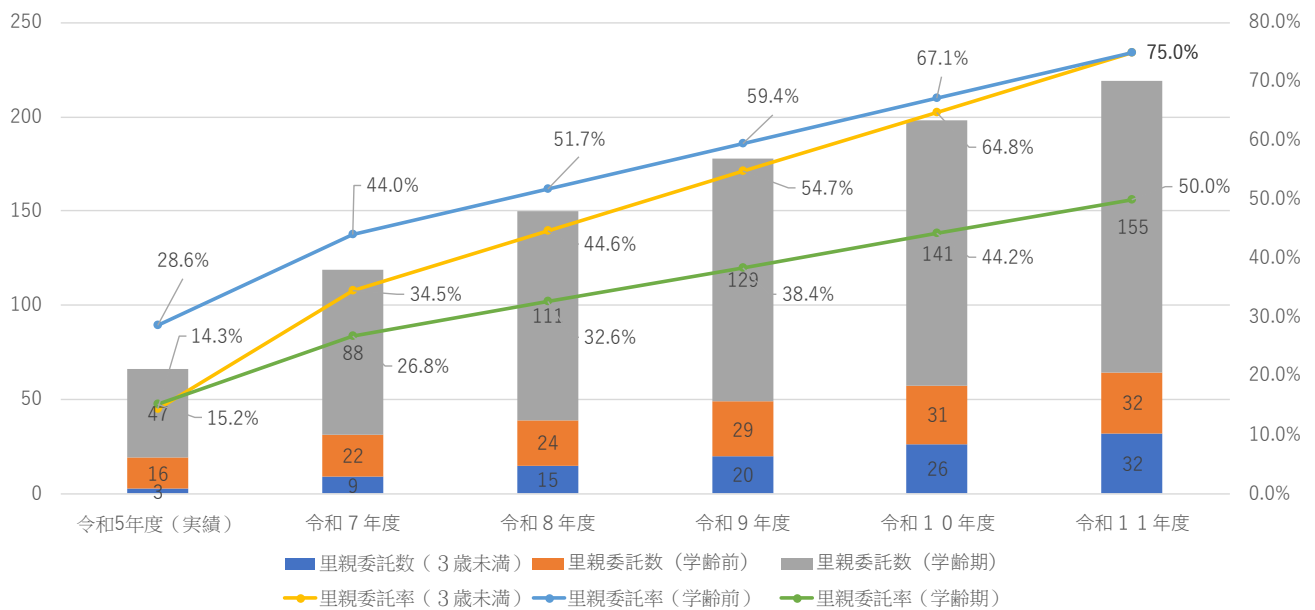
iii 定量的な整備目標

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	—	—	—	—	—
助産施設の設置数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	3回	3回	3回	3回	3回

4 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み

種別	年度	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		委託数	委託率	委託数	委託率	委託数	委託率	委託数	委託率	委託数	委託率
施設	3歳未満	18	—	18	—	17	—	14	—	11	—
	学齢前	27	—	23	—	19	—	15	—	11	—
	学齢期	241	—	231	—	206	—	177	—	154	—
合計		286	—	272	—	242	—	206	—	176	—
里親・FH	3歳未満	9	34.5%	15	44.6%	20	54.7%	26	64.8%	32	75.0%
	学齢前	22	44.0%	24	51.7%	29	59.4%	31	67.1%	32	75.0%
	学齢期	88	26.8%	111	32.6%	129	38.4%	141	44.2%	155	50.0%
合計		119	29.4%	150	35.5%	178	42.4%	198	49.0%	219	55.4%
代替養育	3歳未満	27	—	33	—	37	—	40	—	43	—
	学齢前	49	—	47	—	48	—	46	—	43	—
	学齢期	329	—	342	—	335	—	318	—	309	—
合計		405	—	422	—	420	—	404	—	395	—

里親養育児童数と里親等委託率（目標値）



＜各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込みの算出方法＞

代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出するにあたっては、年齢区分ごとの子どもの将来人口（コーホート変化率法で算出）に代替養育を必要とする子どもの割合（3歳未満（0～2歳）、学齢前（3～5歳）、学齢期（6～17歳）の3階層で算出）を乗じて算出する。

ただし、3歳未満の代替養育が必要となる割合が、他の2区分と比較して著しく低いことから、令和11年度に向けて他の区分と同様の割合まで増加すると想定し、17歳（高3）→18歳（進学後1年目）については、令和5年度実績に基づき算出する。

5 一時保護改革に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画における内容】

- 一時保護所の環境改善のための取組の推進
- 国が定める「一時保護ガイドライン」を踏まえた一時保護の実施

現状（取組結果）	達成見込み・要因分析
意見箱に投函された手紙へのきめ細やかな対応、一時保護所の新施設への移転に伴う男女居室の個室化 （令和6年1月～）	・子どもの権利擁護の観点から、一時保護所内での学習支援の充実に取り組んでいる。また、私物の持込制限についても、見直しを図っている。 ・一時保護所の定員超過傾向を解消するため、一時委託保護が可能な里親・ファミリーホームの確保・養成、一時保護専用施設の確保に引き続き取り組む。 ・今後、通学支援についても、検討を行っていく。
一時保護所内での学習時間に、将来の職業を考える時間を導入（令和5年度～）	
市内の様々な施設等に対し委託一時保護できるよう理解の醸成や連携体制の構築を実施	
一時保護時の私物の持ち込み制限について、子どもの権利擁護の観点から一部の見直しを実施	

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

i 資源等に関する地域の現状

・ 一時保護施設の定員数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
32名	・本市の一時保護所では、令和6年1月の現施設への移転を契機に、個室化の実施やハード面の整備を行った。 ・一方、児童虐待認定件数の増加等も相まって、定員を超える受入が常態化している。	—（整備済み）

- ・ 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設の確保数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
一時保護専用施設の必要数については、「一時保護が必要な児童の将来推計値」－「一時保護施設の定員数」で推計。	里親をはじめ、委託一時保護が可能な施設（ファミリーホーム及び市内等に16か所ある児童養護施設等）において、委託一時保護を実施している。	・ 一時保護専用施設における必要枠（令和11年度：13人分）の確保に努める。 ・ 児童養護施設等のほか、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保に努める。

- ・ 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
一時保護施設の指導教育担当職員向け研修の受講	・ 一時保護所職員（係長級以上）について、2年に1回以上の研修受講を実施している （令和6年度：1名：一時保護所運営担当課長）。 ・ 一時保護職員向け研修として、一時保護児童をケアするうえで必要となる知識・技術の習得を目的に、児童精神科医等の協力も得ながら、一時保護所業務、性的虐待、救命救急対応及び「トラウマインフォームドケア」等を学ぶ研修や職員間の意見交換会等を合わせて17回（令和5年度実績）実施した。	これまでの研修を継続するとともに、一時保護所職員として必要な研修を実施する。

・ 第三者評価を実施している一時保護施設数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
3年に1回の第三者評価を実施	令和6年度に実施	運用継続

ii 資源の整備・取組方針等

- 一時保護期間が長期化する傾向があることや一時保護所の状況も踏まえ、民間施設児童養護施設等と連携し、施設内に一時保護専用施設（ユニット）の設置を積極的に検討する。
- 一時保護中の児童への適切な支援を実施するため、一時保護所職員向けの研修（法定又は独自研修）を通じて、職員の専門性の向上を図る。

iii 定量的な整備目標

	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
一時保護施設の定員数	3 2 名	3 2 名	3 2 名	3 2 名	3 2 名
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設の確保数	・一時保護専用施設 ：4名 ・委託一時保護 ：児童福祉施設及び事業所等及び里親登録世帯のうち、一時保護受入可能な里親への委託	・一時保護専用施設 ：6名 ・委託一時保護 ：児童福祉施設及び事業所等及び里親登録世帯のうち、一時保護受入可能な里親への委託	・一時保護専用施設 ：8名 ・委託一時保護 ：児童福祉施設及び事業所等及び里親登録世帯のうち、一時保護受入可能な里親への委託	・一時保護専用施設 ：1 1 名 ・委託一時保護 ：児童福祉施設及び事業所等及び里親登録世帯のうち、一時保護受入可能な里親への委託	・一時保護専用施設 ：1 3 名 ・委託一時保護 ：児童福祉施設及び事業所等及び里親登録世帯のうち、一時保護受入可能な里親への委託
一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	3 6 回 (3 0 名)	3 6 回 (3 0 名)	3 6 回 (3 0 名)	3 6 回 (3 0 名)	3 6 回 (3 0 名)
第三者評価を実施している一時保護施設数	1 か所	1 か所	1 か所 (実施年度)	1 か所	1 か所

6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画における内容】

- 里親支援に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- 保護者支援、家族再統合の取組の充実

現状（取組結果）	達成見込み・要因分析
児童相談所に社会的養育推進担当課長を配置するとともに、里親養育支援係を設置し、係長を含む児童福祉司3名を配置（令和2年4月～）	・里親登録数の増加、登録された里親に対する的確なマッチング及び不調時の丁寧な対応等を行うための体制を引き続き確保する。 ・プログラム参加を希望する虐待親への利用勧奨の更なる推進 （令和5年度利用実績：カウンセリング51回、保護者支援事業参加者5人）
虐待の加害親等向けのカウンセリング事業及び家族再統合に向けた保護者支援事業の実施（カウンセリング2か所、保護者支援事業1法人に委託）	

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

- ・ こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
登録里親の増加、登録された里親の情報を熟知した上での的確なマッチングが実施できる体制が必要	社会的養育推進担当課長、里親養育支援係長（1名）及び係員（2名）の体制で実施	里親宅訪問等のケースワーク業務、日常の事務作業及び緊急時の対応等を十分に行える体制が必要

ii 資源の整備・取組方針等

- パーマネンシー保障に必要な個別事情を踏まえたケースマネジメントの取組を着実に実施できるよう体制を整備していく。

② 親子関係再構築に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

- ・ 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
必要に応じたカウンセリング等の実施	・「保護者カウンセリング事業」を委託にて実施 (令和5年度：8件、51回) ・「MY TREE ペアレンツ・プログラム」を委託にて実施 (令和5年度：5人)	必要に応じたカウンセリング等の実施

- ・ 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
心理支援係及び施設担当の設置	令和6年度は心理支援係の児童心理司を37人に増員(国の配置基準どおり)するとともに、施設担当の児童福祉司を12人に増員(国の配置基準を上回る配置の一部)した。	国の配置基準を踏まえ設置

- ・ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
職員の経験年数に応じた計画的な研修の実施	・ 令和6年度は、児童福祉司、児童心理司及び一時保護所職員を対象に研修※を実施予定 (※) サインズ・オブ・セーフティー・アプローチ研修(定員50名) (※) 愛着(アタッチメント)研修(定員20名)	職員の経験年数に応じた計画的な研修の実施

- ・ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
・ 虐待防止プログラムの研修実施 ・ 新たな支援プログラムが開発された場合のライセンスの取得	本市児童相談所独自の「虐待防止プログラム※」を作成中 (※) 作成後、児童心理司及び児童福祉司向けに研修を実施予定	・ 虐待防止プログラム研修の確実な実施 ・ 新たに開発された支援プログラムが有効と認められた場合のライセンスの取得

- ・ 保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
継続的な実施	保護者カウンセリング事業及び MY TREE ペアレンツ・プログラムを民間団体に委託して実施	需要に応じた事業の実施

ii 資源の整備・取組方針等

- 複雑な課題を抱えた児童及び保護者に対し専門的な支援を提供するため、児童福祉司及び児童心理司をはじめとする職員の体制強化を図るとともに、民間の専門機関による保護者カウンセリングや保護者支援プログラムの実施に引き続き取り組む。
- 児童相談所職員向けに保護者支援のスキルアップ研修等の実施を通じ職員の専門性の強化を図る。

iii 定量的な整備目標

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	・ 保護者カウンセリング 10 件 ・ 保護者支援プログラム 10 件 を毎年度実施				
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	MY TREE ペアレンツプログラム説明会他 3 回、100 人				

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

・ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
特別養子縁組成立のための必要な手続等の知識を熟知した職員が希望者の相談に丁寧に応じ、縁組成立の支援を行う。	2 件（令和 4 年度） 0 件（令和 5 年度） 2 件（令和 4 年度）	特別養子縁組については、生みの親及び縁組後の親の双方の希望があって成り立つものであるので、関係機関としてできることは、成立に向けたサポートに限られる。

・ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
特別養子縁組成立のための必要な手続等の知識を熟知した職員が希望者の相談に丁寧に応じ、縁組成立の支援を行う。	0 件（令和 4 年度） 1 件（令和 5 年度） 0 件（令和 6 年度）	特別養子縁組については、生みの親及び縁組後の親の双方の希望があって成り立つものであるので、関係機関としてできることは、成立に向けたサポートに限られる。

・ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
特別養子縁組成立のための必要な手続等の知識を熟知した職員が希望者の相談に丁寧に応じ、縁組成立の支援を行う。	支援全体の業務の中で実施	特別養子縁組については、生みの親及び縁組後の親の双方の希望があって成り立つものであるので、関係機関としてできることは、成立に向けたサポートに限られる。

- ・ 里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
特別養子縁組成立のための必要な手続等の知識を熟知した職員が希望者の相談に丁寧に応じ、縁組成立の支援を行う。	支援全体の業務の中で実施	特別養子縁組については、生みの親及び縁組後の親の双方の希望があって成り立つものであるので、関係機関としてできることは、成立に向けたサポートに限られる。

- ・ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
特別養子縁組成立のための必要な手続等の知識を熟知した職員が希望者の相談に丁寧に応じ、縁組成立の支援を行う。	異動してきた全職員を対象に実施	特別養子縁組については、生みの親及び縁組後の親の双方の希望があって成り立つものであるので、関係機関としてできることは、成立に向けたサポートに限られる。

ii 資源の整備・取組方針等

- 引き続き制度説明会等で特別養子縁組制度の説明を行う。特別養子縁組を希望する実親に対しては、手続や同意確認等について分かりやすく説明するとともに、里親への委託打診や里子とのマッチングを丁寧に行うことで、円滑な里親委託・特別養子縁組成立につなげる。

iii 定量的な整備目標

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	—	—	—	—	—
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	—	—	—	—	—
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	122人	122人	122人	122人	122人

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画における内容】

- 里親への包括的な支援を行うフォスタリング体制（里親のリクルートから委託後の支援までの包括的な支援体制）の構築
- すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置
- ファミリーホームの設置推進（里親等による開設の検討・実施）
- 里親・ファミリーホームへの支援の推進（相談・研修の実施、ボランティア・レスパイトケアの受入れ等）

現状（取組結果）	達成見込み・要因分析
児童相談所をフォスタリング機関に位置付けて専任職員を配置（令和2年4月～）	・ 里親登録数の増加を目的とした各種取組により、里親登録数は増加。 154世帯（令和2年度） 180世帯（令和5年度） ・ 市内の社会福祉法人に 「里親研修・トレーニング事業」を委託 ・ 市内の全乳児院及び児童養護施設に配置された「里親支援専門相談員」による施設入所児の里親委託の推進 及び地域の里親支援の充実を各ブロック単位で実施、きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点を開設
市内の全乳児院及び児童養護施設に配置された里親支援専門相談員と連携した普及啓発活動、里親への訪問支援、里親の相互交流サロンの実施及び「基礎研修」を兼ねた各行政区での里親制度説明会等を開催し、里親確保・支援に取り組んでいる。	
令和2年度からすべての児童養護施設と乳児院に里親支援専門相談員を配置	
ファミリーホーム：令和2年度 2か所（定員11名）⇒令和5年度 4か所（定員22名）	
未委託里親を含む里親への研修の充実	
施設入所児の里親委託の推進及び地域の里親支援の充実	

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

i 資源等に関する地域の現状

- ・ 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
里親制度の周知による里親登録数の増加、一時保護児童及び施設入所児童に係る里親委託の推進	（令和6年3月末時点） ・里親等委託率17.1% （3歳未満14.3%、 3歳以上の就学前28.6%、 学童期以降15.2%） ・登録率（※1）55.9% ・稼働率（※2）30.8%	里親登録数の増加、里親委託の推進（3歳未満児及び就学前児童の里親委託率75%、学童期の里親委託率50%）

※1 登録率

$$\frac{\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託こども数} + \text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所こども数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託こども数}}$$

※2 稼働率

$$\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託こども数}}{\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託こども数} + \text{ファミリーホームの定員数}}$$

- ・ 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
里親制度の周知による里親登録数の増加、一時保護児童及び施設入所児童に係る里親委託の推進	・養育里親 136 （うち専門里親8） ・養子縁組里親 90 ※ 養育里親と養子縁組 里親の重複登録 64	里親登録数の増加、里親委託の推進（3歳未満児及び就学前児童の里親委託率75%、学童期の里親委託率50%）

- ・ ファミリーホーム数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
5か所	4か所	1か所

・ 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
年間１２回	年間１２回	— (整備済み)

ii 資源の整備・取組方針等

- フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）として体制を整備し、里親登録数の増加及び受託可能な未委託里親の掘り起こし等により稼働率の上昇を図るなど、里親委託を積極的に推進するための取組を着実に実施していく。

また、里親支援センター設置により、里親とのマッチング業務を更に充実させていく。

iii 定量的な整備目標

			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
3 歳 未 満 、 3 歳以上就学前、 学童期以降の里 親等委託率、登 録率、稼働率	里 親 等 委 託 率	3 歳未満	3 4 . 5 %	4 4 . 6 %	5 4 . 7 %	6 4 . 8 %	7 5 . 0 %
		3 歳以上就学前	4 4 . 0 %	5 1 . 7 %	5 9 . 4 %	6 7 . 1 %	7 5 . 0 %
		学童期以降	2 6 . 8 %	3 2 . 6 %	3 8 . 4 %	4 4 . 2 %	5 0 . 0 %
	登録率		6 4 . 4 %	6 6 . 9 %	7 2 . 6 %	8 2 . 3 %	8 9 . 9 %
	稼働率		4 5 . 6 %	5 3 . 1 %	5 8 . 4 %	5 9 . 5 %	6 1 . 6 %
養育里親、専門里親、養子縁組里親 それぞれの里親登録（認定）数			養育187 （専門8） 養子縁組 90	養育207 （専門8） 養子縁組 90	養育228 （専門8） 養子縁組 90	養育248 （専門8） 養子縁組 90	養育269 （専門8） 養子縁組 90
ファミリーホーム数			4 か所	4 か所	4 か所	5 か所	5 か所
里 親 登 録 （ 認 定 ） に 係 る 都道府県児童福祉審議会の開催件数			1 2 件	1 2 件	1 2 件	1 2 件	1 2 件

② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

・ 里親支援センターの設置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
本市の里親支援体制を踏まえ、里親支援センターの設置を検討	未設置	里親支援センターの設置及び運営

・ 民間フォスタリング機関の設置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
里親支援センターの設置と併せて検討	児童相談所をフォスタリング機関に位置づけ、研修事業・訪問支援事業、里親等委託児童自立支援事業を民間委託	里親支援センターの設置と併せて検討

・ 児童相談所における里親等支援体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
不調を起こさないため、継続的かつ丁寧な里親支援及び定期的な研修受講の機会の提供が必要	- 児童相談所に里親支援を専門に行う里親養育支援係を設置（令和２年度） - 里親会事務局を運営及び里親支援連絡会を開催	里親養育支援係の体制強化

- ・ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
不調を起こさないため、継続的かつ丁寧な里親支援及び定期的な研修受講の機会の提供が必要	・「里親研修・トレーニング事業」を民間団体に委託（令和5年度実績） ・テーマ別研修 5回（46人） ・安心感の輪子育てプログラム 1回（2人） ・フォスタリングチェンジプログラム 2回（7人） ・ステップアップ研修 1回（22人）	研修の充実

ii 資源の整備・取組方針等

- 児童相談所と里親支援専門相談員等の関係機関との連携を密にし、未委託里親へのフォロー及び委託里親への支援を切れ目なく行うとともに、研修の内容を充実させ、里親のスキルアップにつなげる
- 里親支援センターの設置を含めた包括的な支援体制の検討を行う。

iii 定量的な整備目標

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
里親支援センターの設置数	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	テーマ別研修 5回 安心感の輪子育てプログラム 1回 フォスタリングチェンジプログラム 2回 ステップアップ研修 1回 を毎年度実施				

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画における内容】

- 乳児院・児童養護施設等の高機能化、多機能化・機能転換及び小規模かつ地域分散化の推進
- 研修等による施設職員の質の向上及び施設職員の処遇改善
- 専門職員の配置推進（措置費加算等の活用）

現状（取組結果）	達成見込み・要因分析
施設機能強化補助金事業を実施し、小規模化を推進 （地域小規模児童養護施設 15 か所、分園型小規模グループケア 3 か所）	計画規定内容に係る取組を継続的に推進
令和 3 年度に基幹的職員研修を実施	
処遇改善にかかる加算（社会的養護処遇改善加算、社会的養護従事者処遇改善加算等）の実施	
家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員を加配	
児童養護施設における看護師加算の実施	

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

① 施設で養育が必要なこどもの見込み

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
3 歳未満	18 人	18 人	17 人	14 人	11 人
就学前	27 人	23 人	19 人	15 人	11 人
学齢期	241 人	231 人	206 人	177 人	154 人
合計	286 人	272 人	242 人	206 人	176 人

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

- ・ 小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
地域小規模児童養護施設 及び分園型小規模グループケア 24施設（137人）	令和6年4月1日時点 地域小規模児童養護施設 15施設（82人） 分園型小規模グループケア 3か所（19人）	6施設（36人）

- ・ 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
全施設に 家庭支援専門相談員、 心理療法担当職員、 自立支援担当職員を加配 （加配数それぞれ1人）	令和6年4月1日時点 家庭支援専門相談員 （5か所5人） 心理療法担当職員 （7か所7人） 自立支援担当職員 （6か所6人）	未配置施設への配置を推進

- ・ 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
全施設での家族療法事業 の実施 ニーズに応じた親子支援 事業の実施	令和6年4月1日時点 家族療法事業 8施設 親子支援事業 2施設	家族療法事業の未実施施設での実施を推進 ニーズに応じた親子支援 事業の実施

- ・ 一時保護専用施設の整備施設数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
3施設	未整備	3施設

・ 児童家庭支援センターの設置施設数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
—	—	—

・ 里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
本市の里親支援体制を踏まえ、里親支援センターの設置を検討。 里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施については、里親支援センターの設置と併せて検討	里親支援センターは未整備。 フォスタリング事業として、研修事業・訪問支援事業・里親等委託児童自立支援事業・広報を民間委託（３か所）	本市の里親支援体制を踏まえ、里親支援センターの設置を検討、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施については、里親支援センターの設置と併せて検討

・ 妊産婦等生活援助事業の実施施設数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
—	—	—

・ 市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
・子育て短期支援事業（１６か所） ・養育支援訪問事業（一） ・一時預かり事業（６３か所） ・子育て世帯訪問支援事業（１３か所） ・児童育成支援拠点事業（一） ・親子関係形成支援事業（一）	・子育て短期支援事業（１６か所） ・養育支援訪問事業（一） ・一時預かり事業（６３か所） ・子育て世帯訪問支援事業（１３か所） ・児童育成支援拠点事業（未実施） ・親子関係形成支援事業（未実施）	現状維持

ii 資源の整備・取組方針等

- 児童養護施設の本体施設の地域分散化及び児童養護施設の専門性を活かした多機能化の一環として、一時保護専用施設の整備を推進する。
- 養育機能強化のための専門職の加配について、未配置施設について配置を推進する。
- 里親支援センターの設置及び里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施を含めた包括的な支援体制の検討を行う。

iii 定量的な整備目標

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数	令和11年度までに6施設（36人）の確保に向けて設置を推進				6施設（36人）
養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数	令和11年度までに全施設に家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員を加配（加配数1人）に向けて配置を推進				全施設に家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員を加配（加配数1人）
養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法等）の実施施設数	親子支援事業：4か所 家族療法等事業：8か所	親子支援事業：4か所 家族療法等事業：8か所	親子支援事業：4か所 家族療法等事業：8か所	親子支援事業：4か所 家族療法等事業：8か所	親子支援事業：4か所 家族療法等事業：9か所
一時保護専用施設の整備施設数	1か所	1か所	2か所	2か所	3か所
児童家庭支援センターの設置施設数	—	—	—	—	—

里親支援センター、 里親養育包括支援 (フォスタリング) 事業 の実施施設数		フォスタリング事業と して、研修事業・訪問 支援事業・里親等委託 児童自立支援事業・広 報を民間委託		里親支援センター 1 か所		
妊産婦等生活 援助事業の 実施施設数		—	—	—	—	—
市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数(事業ごと)	子育て短期 支援事業	1 4 か所	1 4 か所	1 4 か所	1 4 か所	1 4 か所
	養育支援訪問 事業	—	—	—	—	—
	一時預かり 事業	6 3 か所	6 3 か所	6 3 か所	6 3 か所	6 3 か所
	子育て世帯訪 問支援事業	1 3 か所	1 3 か所	1 3 か所	1 3 か所	1 3 か所
	児童育成支 援拠点事業	—	—	—	—	—
	親子関係形 成支援事業	—	—	—	—	—

(参考) 里親等委託児童及び児童養護施設入所者のヒアリングに関する結果報告(抜粋)

質問 18 専門職の支援は役立っていますか。(抜粋)

- ・ よくわからない。セラピー(心理士)は当たり前の日常。自立支援担当職員は仕事人のイメージ。
- ・ セラピーの職員はわかる。入所時から週1で利用しており、悩んだときにすぐ相談できるため役に立っている。

- ・ セラピーを利用しておりとても役に立っている。生活空間と別の場所であるため、話しやすい。
- ・ どの先生がどの役割というのは知らない。どの先生とも話す。

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画における内容】

- 児童養護施設等退所児童のアフターケアの充実（訪問相談、交流事業の実施等）

現状（取組結果）	達成見込み・要因分析
自立支援コーディネーターの配置（平成30年度～令和3年度） →令和4年度～自立支援担当職員の配置	本市においては、国における制度創設以前から退所者支援施策を行ってきた。さらに、国における制度以外にも独自事業を実施し、アフターケアの充実を図っている。
令和5年度～里親等委託児童自立支援事業を開始	
社会的養護自立支援事業の実施（施設等居住型支援、民間賃貸住宅等居住型支援、一時的経費支援事業、生活相談等支援事業（相談窓口の設置、各施設自立支援担当の研修、当事者の交流会の実施））	
身元保証人確保対策事業の実施	
本市独自に退所者の修学に対する支援を実施（退所者修学費支給事業・退所児童等進学支援事業）	
児童自立生活援助事業所Ⅰ型の新規開設（令和2年度当初から令和6年度当初時点で2か所増）	

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
約200人	約230人	約260人	約300人	約330人

② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

- ・ 児童自立生活援助事業の実施か所数（Ⅰ～Ⅲ型それぞれの入居人数）

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
自立生活援助事業を必要とする対象者がもれなく入居できるよう事業所を整備	令和6年4月1日時点 Ⅰ型（5か所、33人） Ⅱ型Ⅲ型は実施箇所なし	自立生活援助事業を必要とする対象者がもれなく入居できるよう事業所を整備

- ・ 社会的養護自立支援拠点事業の整備か所数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
1か所	未整備	1か所

- ・ 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
社会的養護自立支援協議会の設置を検討	—	退所者のニーズを把握し、社会的養護自立支援協議会の設置も含めた有効な支援体制の整備を行う。

ii 資源の整備・取組方針等

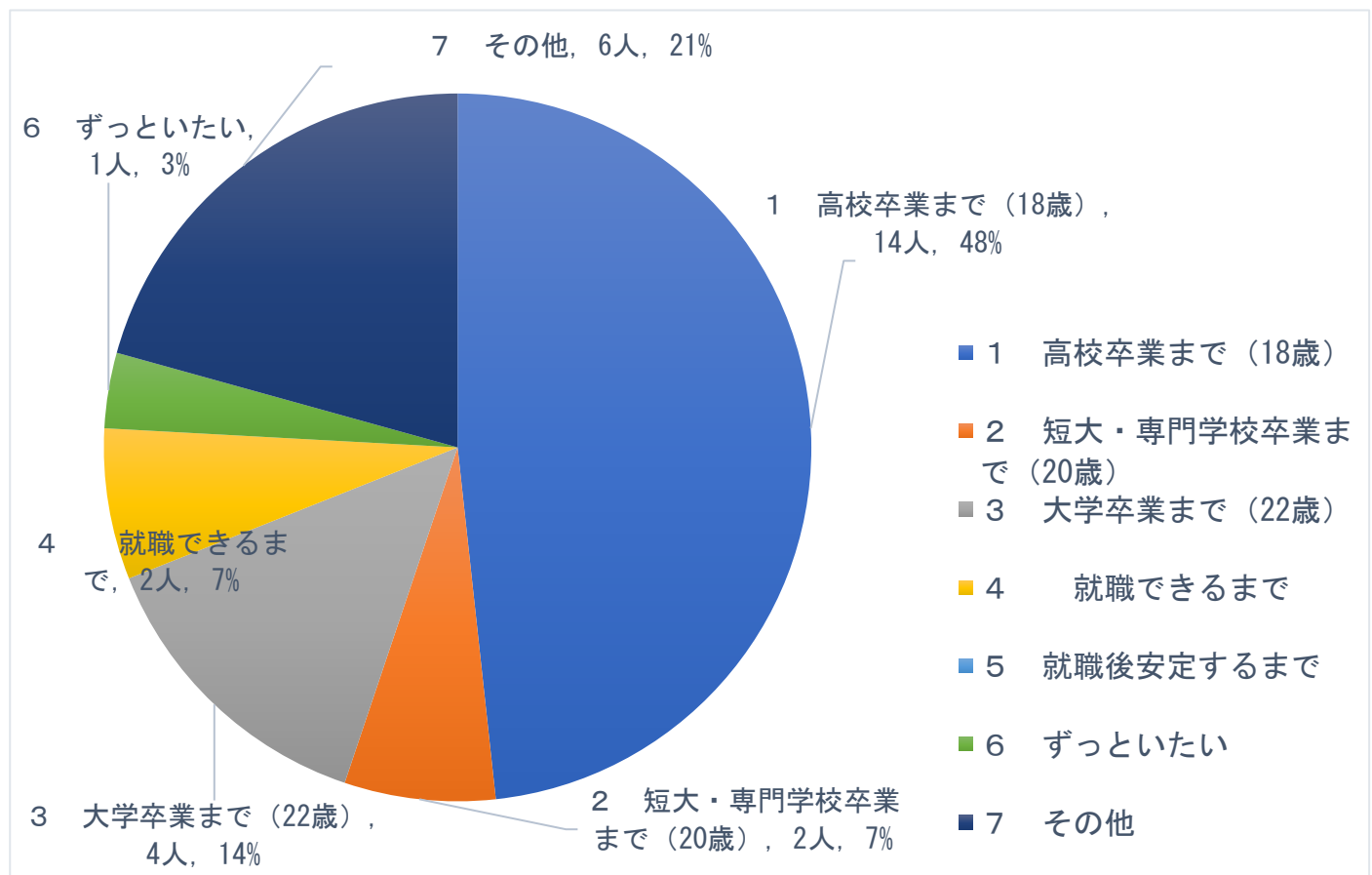
- ニーズに応じた児童自立生活援助事業の実施及び社会的養護自立支援拠点事業の設置に向けた検討を行う。
- 社会的養護経験者等の支援ニーズを把握するための実態調査の実施と支援体制を構築するための協議会の設置に向けて実情に応じた検討が必要。

iii 定量的な整備目標

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童自立生活援助事業の実施箇所数 (Ⅰ～Ⅲ型それぞれの入居人数)	Ⅰ型: 6 か所 (34人) Ⅱ型: 3 か所 (5人) Ⅲ型: 入所児童等の必要に応じて実施	Ⅰ型: 7 か所 (41人) Ⅱ型: 3 か所 (5人) Ⅱ型・Ⅲ型は入所児童等の必要に応じて新規開設を支援	Ⅰ型: 7 か所 (41人) Ⅱ型: 3 か所 (5人) Ⅱ型・Ⅲ型は入所児童等の必要に応じて新規開設を支援	Ⅰ型: 7 か所 (41人) Ⅱ型: 3 か所 (5人) Ⅱ型・Ⅲ型は入所児童等の必要に応じて新規開設を支援	Ⅰ型: 7 か所 (41人) Ⅱ型: 7 か所 (10人) Ⅱ型・Ⅲ型は入所児童等の必要に応じて新規開設を支援
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所

(参考) 里親等委託児童及び児童養護施設入所者のヒアリングに関する結果報告 (抜粋)

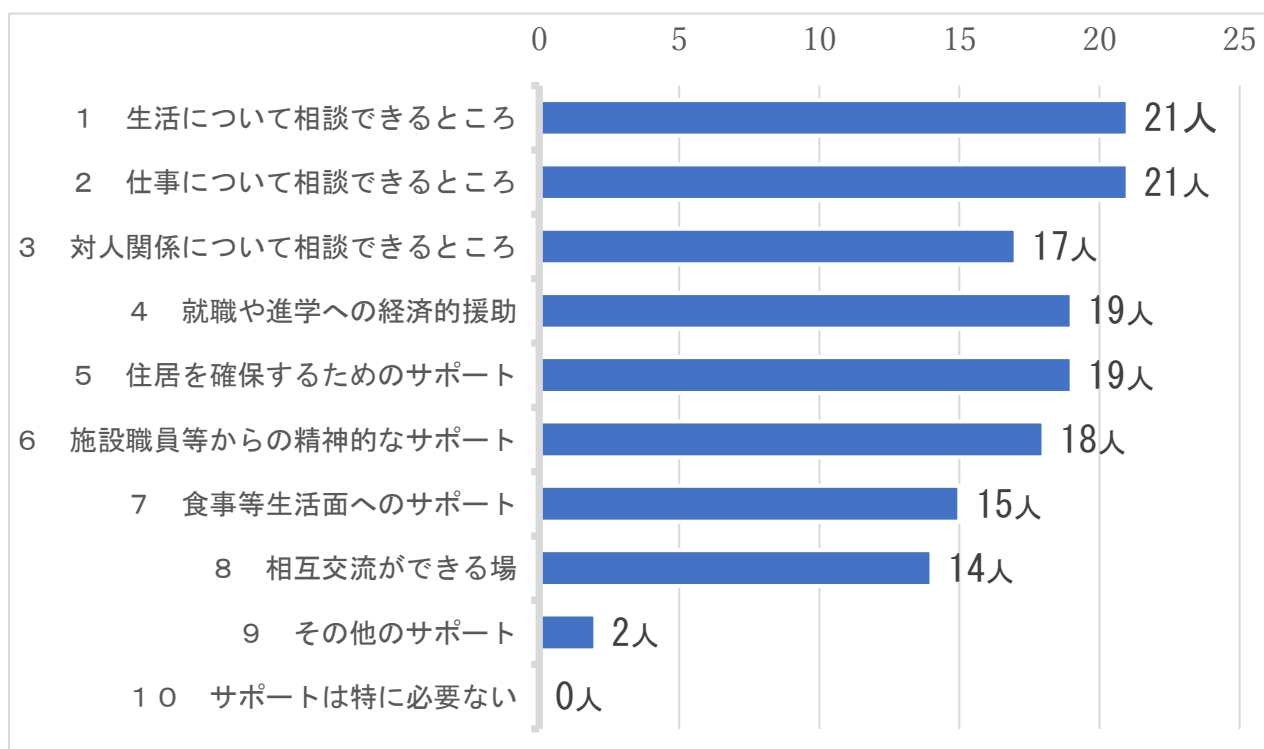
質問 26 施設 (里親宅) にいつまでいたいと思いますか。 (回答数 29 人)



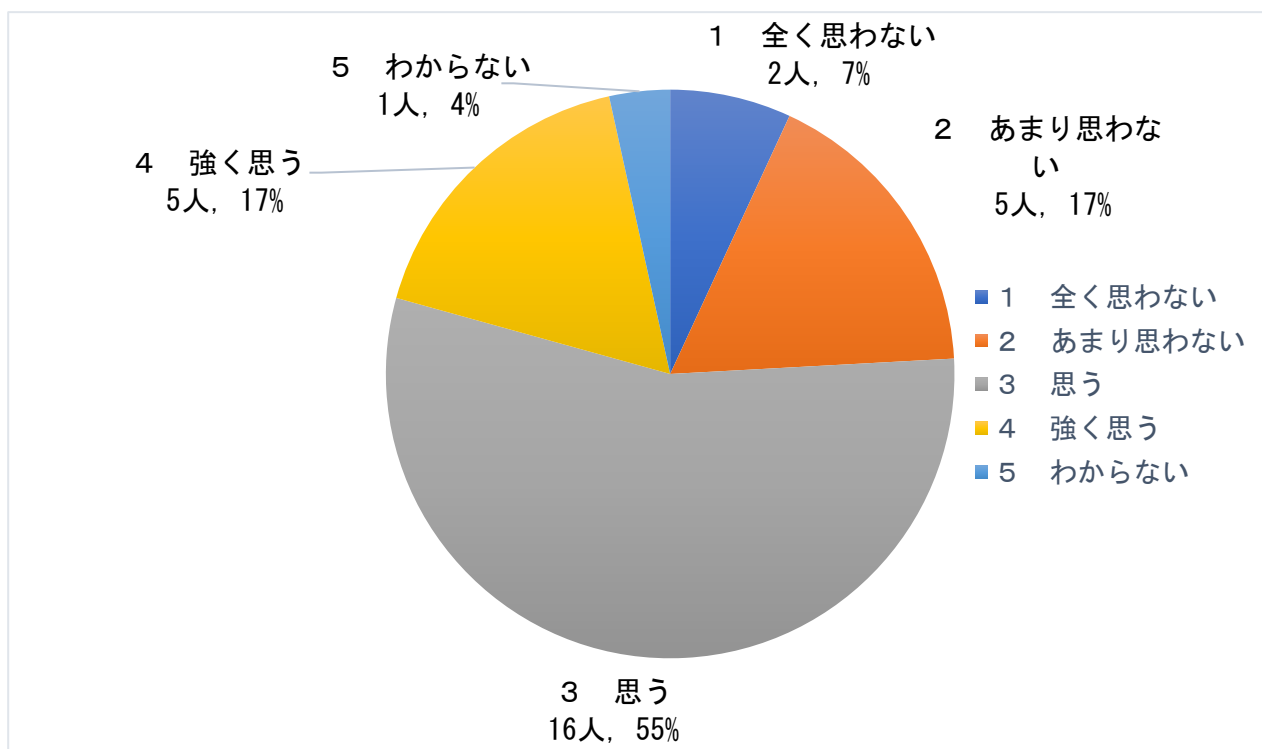
問 2 7 施設（里親宅）を退所した後のことについて、どのような不安がありますか。
（抜粋）

- ・ 金銭面や生活力がないこと
- ・ （自分自身が）精神的に不安定で、体調も崩しがちなので、一人で生きていけるか不安。お金の不安もある。
- ・ 金銭面、生活、就職 自分は仕事が続くかわからない。
- ・ 一人で生活していけるか不安。今は、ご飯も作ってもらえるし、朝も起こしてもらっている。洗濯は自分でしている。
- ・ 生活面。相談相手がいなくなること。
- ・ 1人暮らししたいけどお金の不安がある。施設にいるから、職員が全てやってくれるから分らない。病院に1人で言ったこともないので今でも1人で行けない。1人暮らししたら聞ける人がいないから（職員には聞けない）。

質問 2 9 施設（里親宅）を退所した後に、必要と思われるサポートについてお答えください（回答数 2 9 人）



質問３０ 令和６年度から児童自立生活援助事業の対象が拡大されましたが、利用したいですか。（回答数 ２９人）

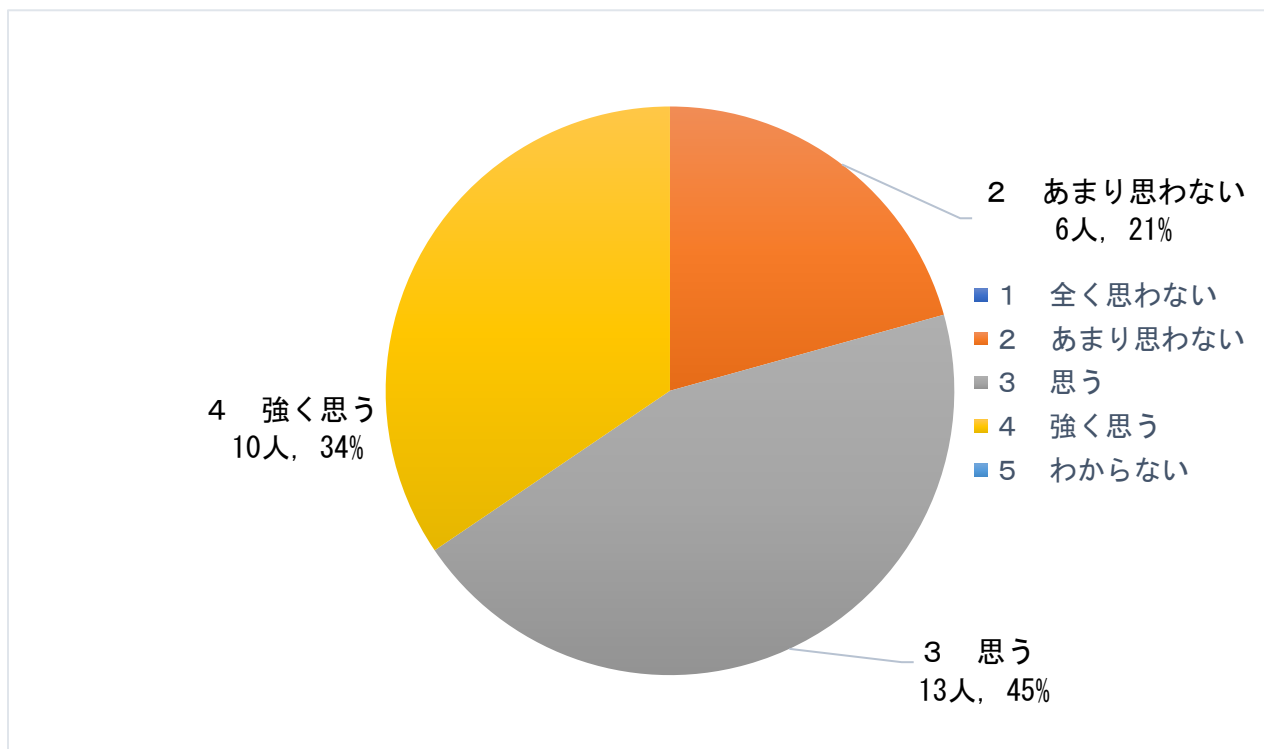


質問３１ 質問３０の回答に対して、利用したい場合…どの取組に期待しますか。

利用したくない場合…なぜ利用したくないですか。（抜粋）

- ・ もし、自分が大ピンチになったときに、帰れる場所があるって思えるだけで安心やし、頑張れる。
- ・ 仕事辞めたときに戻ってきたいと思うかも。
- ・ 金銭面が心配だからあればいいと思う。
- ・ 長く施設に居すぎても、自立できなくなると思う。
- ・ 生活や仕事、精神的なサポートが受けられるから。
- ・ いきなり１人は不安なので、自立する前に集団の中でひとり暮らしをする練習をしておきたい。

質問 3 2 社会的養護自立支援拠点が開設されたら利用したいですか。（回答数 29人）



10 児童相談所の強化等に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画における内容】

- 児童虐待対応に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- 子ども虐待防止アクティブチーム等による総合的かつ系統的な対応

現状（取組結果）	達成見込み・要因分析
児童福祉司任用前・任用後研修、京都府との共同実施による性的虐待対応研修及び各種外部研修への参加	・児童相談所職員の専門性の維持・向上に向けた研修の更なる充実を図る必要がある。 ・「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等を踏まえ、児童虐待に係る「相談・通告」件数の増加（536件増（令和2年度→令和5年度）及び会的養育の推進等に対応するため児童相談所の体制強化に取り組む必要がある。 ・子ども虐待防止アクティブチーム（虐待班）による迅速な初期対応、施設入所児への子ども虐待等ケアチームの支援及び在宅支援を継続する場合の地域班への引き継ぎを円滑に実施することで、組織的な対応を行っている。 ・児童福祉司の増配置に伴う虐待班の体制強化（令和2年度：3→5班、令和5年度5→6班）
児童福祉司及び児童心理司の増員、里親養育支援係の新設（令和2年度～）、警察からの書面通告や泣き声通告対応に対応するため会計年度任用職員の配置（令和2年度～）	
介入と支援機能の分離による系統的な対応体制の確立	
虐待対応班の継続的な強化	

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

② 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

※ ①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組は対象外

i 資源等に関する地域の現状

・ 児童相談所の管轄人口

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
—	- 児童相談所 1, 0 6 3, 7 0 0 人 (令和6年4月1日現在推計人口) - 第二児童相談所 3 7 2, 5 4 7 人 (令和6年4月1日現在推計人口)	—

・ 第三者評価を実施している児童相談所数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
児童相談所業務の質の向上を図るため、積極的に第三者評価等の措置を実施する必要がある。	2 か所 (児童相談所、第二児童相談所)	児童相談所及び第二児童相談所について、第三者評価の受検を継続する予定（各児童相談所につき、3年に1回実施）。

・ 児童福祉司、児童心理司の配置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
児童福祉司の配置基準※を踏まえた職員配置 (※) 児童相談所における「虐待認定件数」に基づき各年度で変動	令和6年4月18日現在 - 児童福祉司84人 (スーパーバイザー（課長級及び主席・係長級）25人を含む。) - 児童心理司38人(スーパーバイザー（係長級）3人及び会計年度職員7人を含む。)	児童福祉司の配置基準を踏まえた職員配置 【参考】 令和7年度必要配置数（試算） - 児童福祉司が国配置基準で81人 - 児童心理司が国配置基準で43人

・ 市町村支援児童福祉司の配置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
指定都市は1人の配置が標準	1人	配置済

・ 児童福祉司スーパーバイザーの配置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
児童福祉司5人につき1人の配置	令和6年4月1日時点 ・児童相談所 17人 ・第二児童相談所 8人 ※いずれも課長級を含む。 (再掲)	児童福祉司数に応じて 配置数を検討

・ 医師の配置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
児童相談所に医師を1人以上配置	・児童相談所 (児童精神科医1人、小児科医1人) ・第二児童相談所 (児童精神科医1人、小児科医1人)	配置済

・ 保健師の配置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
児童相談所に保健師を1名以上配置	保健師としての配置はなし※ (※) 看護師及び保健師資格を有する児童福祉司を配置済	現時点での配置予定なし

・ 弁護士配置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
児童相談所に弁護士の配置 又はこれに準ずる配置が必要	4 人（委託弁護士）	配置済

・ こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
児童福祉司としての任用に当たっては、内閣総理大臣が定める講習会の過程を終了する必要がある。	児童福祉司任用前後研修の受講者 1 1 4 人 （令和 5 年度）	児童福祉司として任用を予定している者に対する講習の実施

・ 専門職採用者数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
現時点では採用の予定はない。	現時点では採用実績はない。	現時点では採用の予定はない。

ii 資源の整備・取組方針等

- 児童虐待相談・通告件数や養護相談の増加を踏まえ、児童の安全確保、家族再統合及び児童の自立支援等に係る適切な支援を実施していくため、職員の専門性の向上、支援内容の継続性の確保及び児童相談所の体制強化に努める。

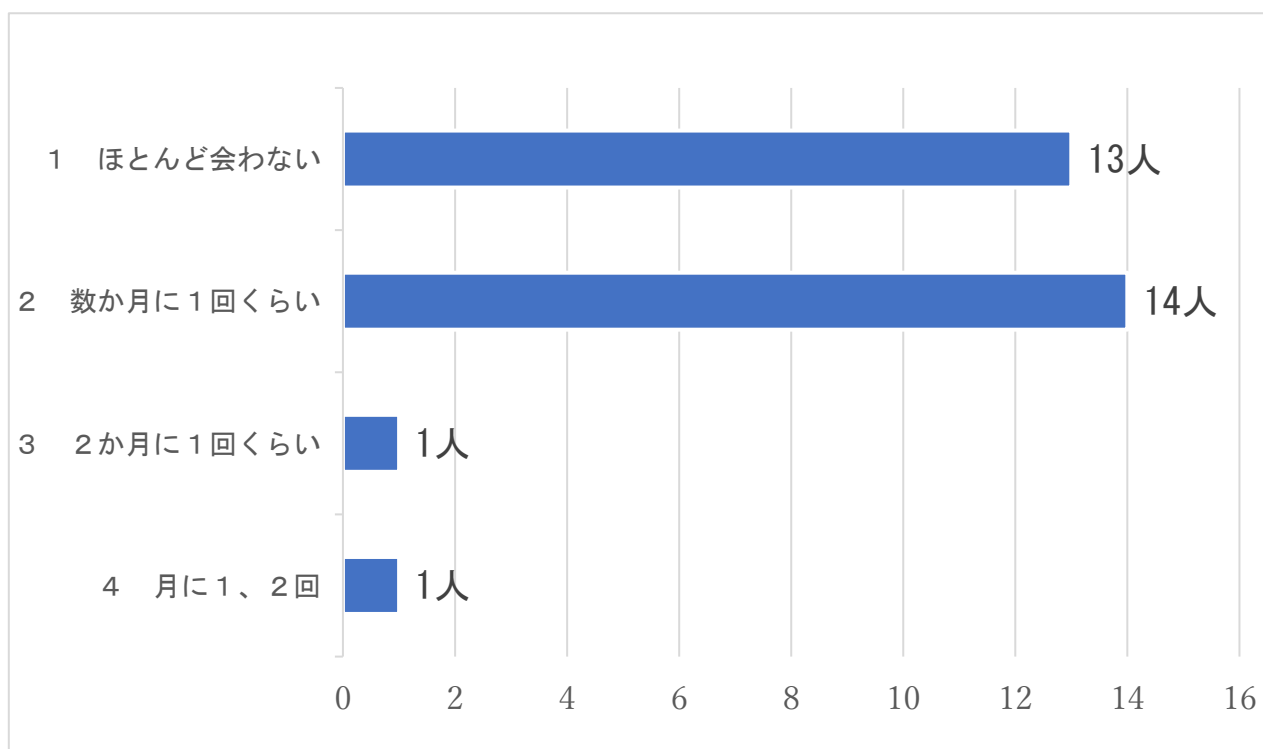
iii 定量的な整備目標

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童相談所の管轄人口が 100 万人を超えている場合は、管轄人口の推移	1,366,016 人	1,356,202 人	1,345,884 人	1,335,042 人	1,323,755 人
第三者評価を実施している児童相談所数	2 か所 (実施年度)	2 か所 (実施年度)	2 か所	2 か所 (実施年度)	2 か所 (実施年度)
児童福祉司、児童心理司の配置数	児童福祉司の配置基準等を踏まえ配置する。				
市町村支援児童福祉司の配置数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	児童福祉司数に応じて配置				
医師の配置数 (常勤・非常勤の内訳を含めて)	・児童精神科医 2 人 ・小児科医 2 人	・児童精神科医 2 人 ・小児科医 2 人	・児童精神科医 2 人 ・小児科医 2 人	・児童精神科医 2 人 ・小児科医 2 人	・児童精神科医 2 人 ・小児科医 2 人
保健師の配置数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
弁護士の配置数 (常勤・非常勤の内訳を含めて)	必要に応じて配置数等を検討				

こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数	児童福祉司として任用する職員向けの法定研修を継続実施				
専門職採用者数	0人	0人	0人	0人	0人

（参考）里親等委託児童及び児童養護施設入所者のヒアリングに関する結果報告（抜粋）

質問１９ ケースワーカーとはどのくらいの頻度で会っていますか（回答数 ２９人）



質問２０ ケースワーカーへの要望はありますか（自由コメント抜粋）

- よく担当が変わる。人事異動に伴うものなので、仕方ないと思っているが、「ふざけんな」って思うことはある。
- 何をする人かわからないので、何も言いたいことがない。コロコロ変わる。会っても話すことがない、世間話くらい。

1 1 障害児入所施設における支援

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

○ 新設項目のため、旧計画では定めていない。

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等

i 資源等に関する地域の現状

- ・ 福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数

現在の整備・取組状況等
1 施設（全 2 施設）

- ・ 福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数

現在の整備・取組状況等
令和 6 年 4 月 1 日時点 定員 27 名

里親等委託児童及び児童養護施設入所者のヒアリングに関する結果

調査の概要

1 調査対象

里親、ファミリーホーム、児童養護施設で暮らす中学生年代以上の児童等

2 調査の趣旨・目的

社会的養育推進計画の策定要領において、「里親・ファミリーホームや施設等に在籍している子どもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取を行い、それらの内容を十分に反映する」旨が規定されている。

対象となる子どもへの意見聴取を通じて、本市社会的養育推進計画における里親委託児童及び児童養護施設等入所児童への支援、児童養護施設等の多機能化、退所者支援への取組の「整備・取組方針」や「整備目標」等を策定するための参考とする。

3 調査人数・調査対象者の選定方法

29人（施設職員等の推薦により候補者を選定）

委託先種別：里親2人、ファミリーホーム2人、児童養護施設25人）

性別：男子11人、女子18人

学年：

	全体	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4	大1	大2
実数	29	1	4	4	6	5	6	1	2	0
構成比	－	3.4%	13.8%	13.8%	20.7%	17.2%	20.7%	3.4%	6.9%	0.0%

4 調査方法

半構造化面接

（子ども家庭支援課職員2人に対して児童等1～2人）

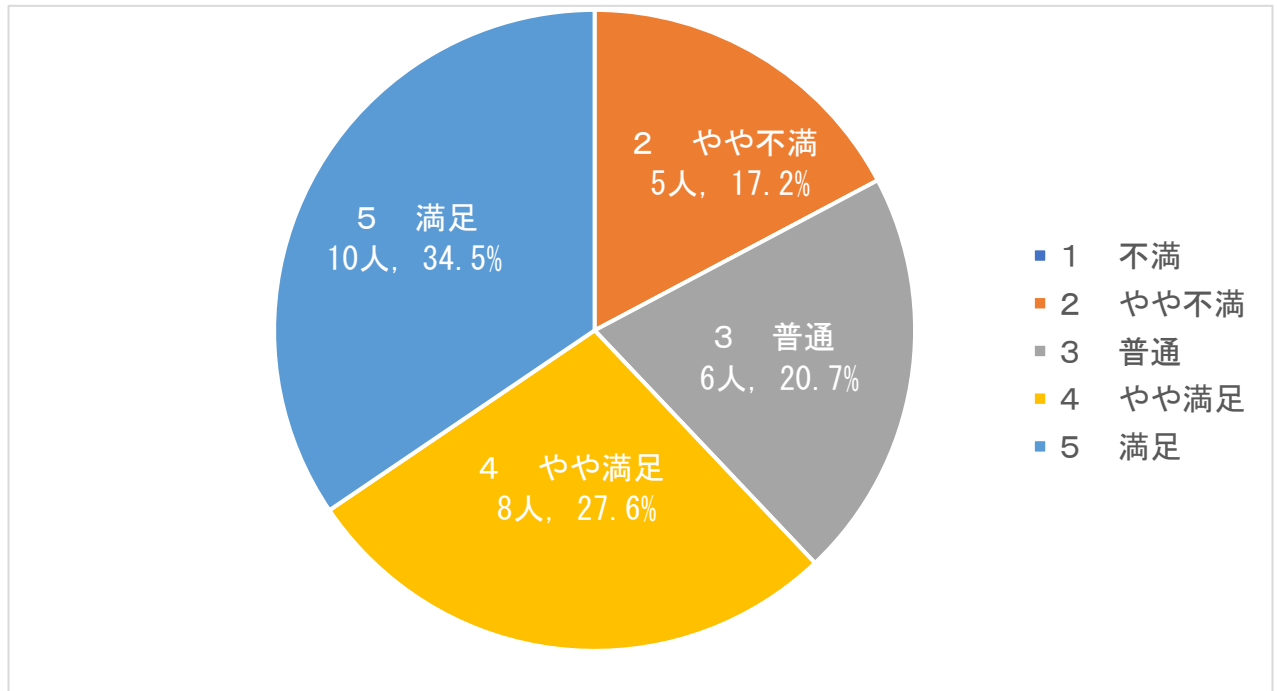
5 調査期間

令和6年10月末～12月

6 調査内容及び調査結果

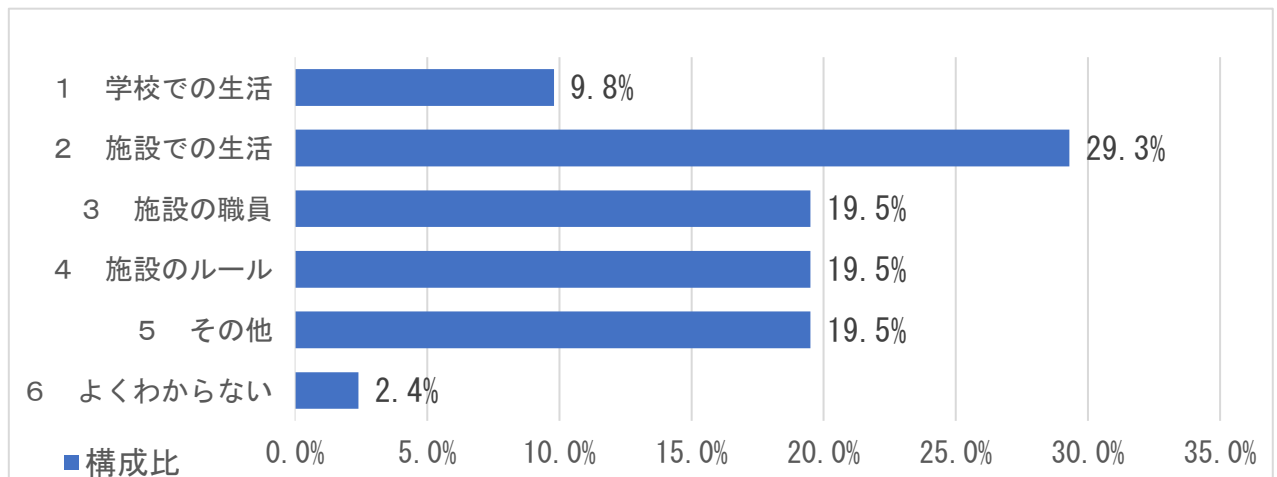
質問 1 今の生活に満足していますか。

	全体	1 不満	2 やや不満	3 普通	4 やや満足	5 満足
実数	29	0	5	6	8	10
構成比	–	0.0%	17.2%	20.7%	27.6%	34.5%



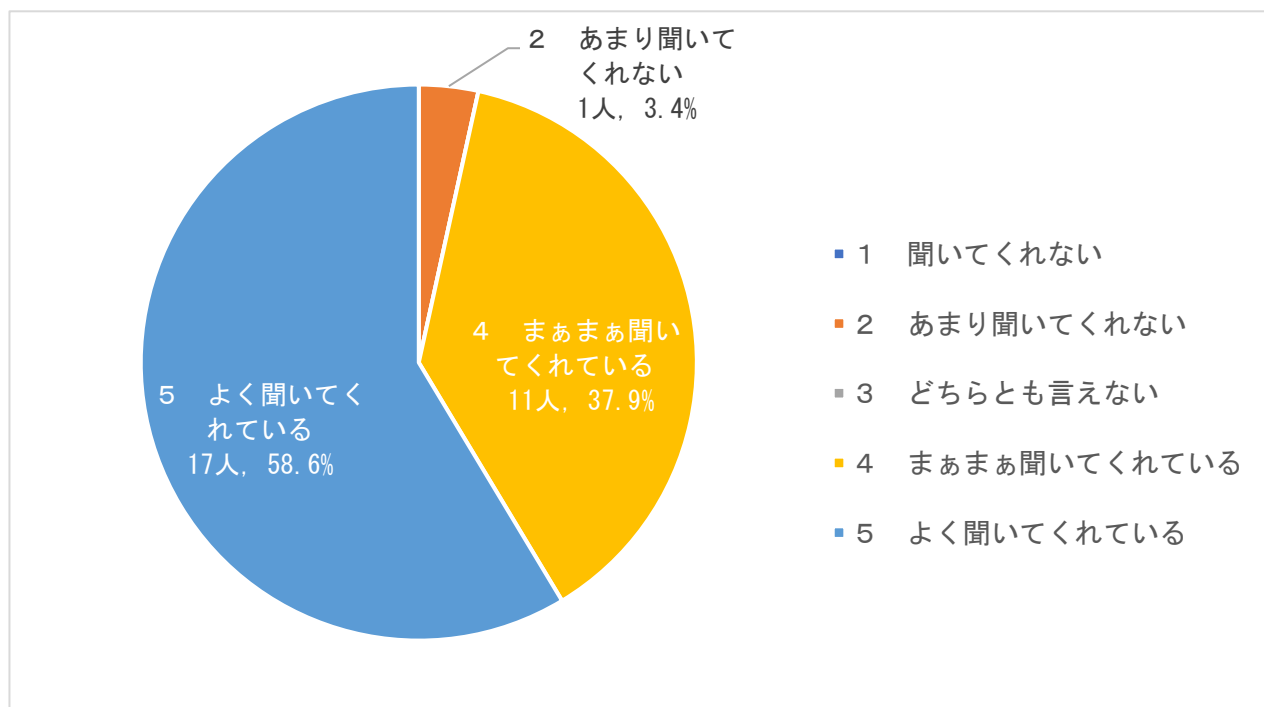
質問 2 1の理由であてはまるものはどれですか。（複数回答）

	全体	1 学校での生活	2 施設での生活	3 施設の職員	4 施設のルール	5 その他	6 よくわからない
実数	29	4	12	8	8	8	1
構成比	–	9.8%	29.3%	19.5%	19.5%	19.5%	2.4%



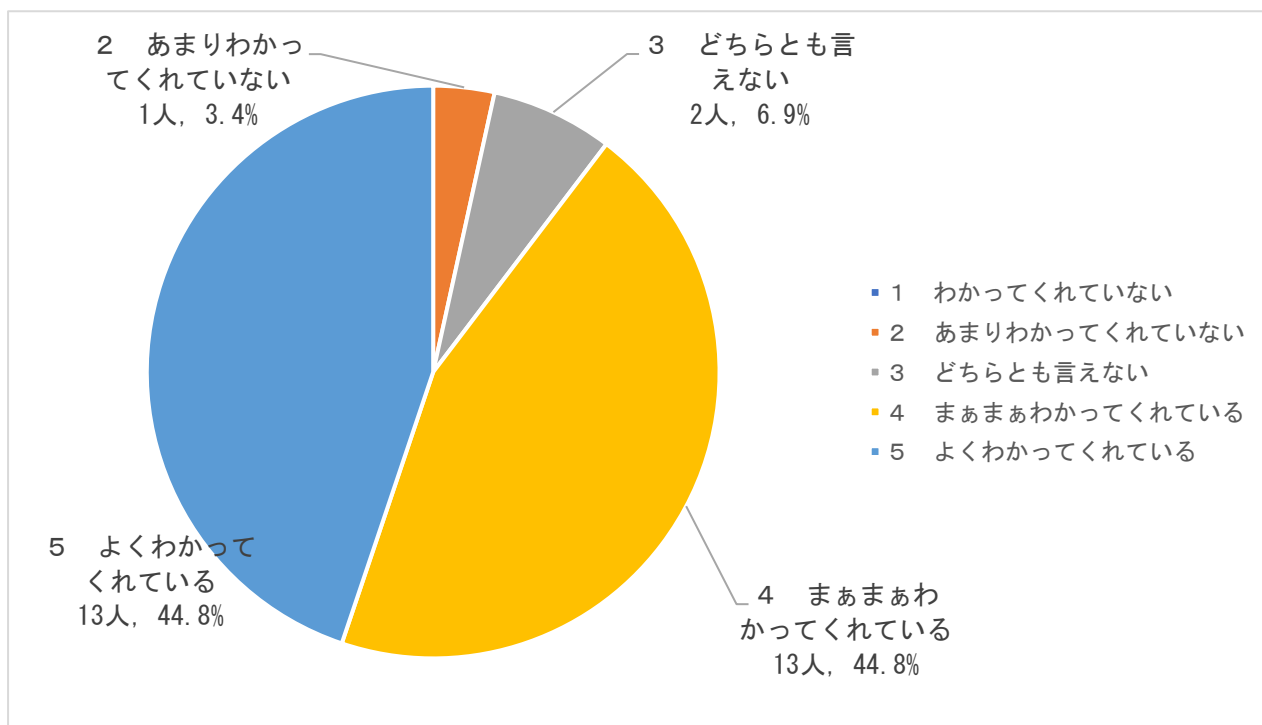
質問3 施設の職員はあなたの話を聞いてくれますか。

	全体	1 聞いてくれない	2 あまり聞いてくれない	3 どちらとも言えない	4 まあまあ聞いている	5 よく聞いている
実数	29	0	1	0	11	17
構成比	-	0.0%	3.4%	0.0%	37.9%	58.6%



質問4 施設の職員はあなたの気持ちをわかってくれていますか。

	全体	1 わかってくれていない	2 あまりわかっていない	3 どちらとも言えない	4 まあまあわかってきている	5 よくわかってきている
実数	29	0	1	2	13	13
構成比	-	0.0%	3.4%	6.9%	44.8%	44.8%



質問5 悩んでいることや、困っていることはありますか。

- ・ 職員に八つ当たりをしてしまう自分自身に悩んでいる。
- ・ 一人暮らしにあたり、家賃の払い方など、どれくらい(お金が)必要かなど、全くわからない。
- ・ 特にないが強いて言うなら、アルバイト先や高校の友達に「どこに住んでいるの?」「お父さん、お母さんは何をしている人なの」という日常会話への返答に困る。
- ・ 暴れている子がるので、怖い中で生活するのがいや。
- ・ 自立に向けてのこと。令和7年4月から別の居室に行くことが決まっている。お金のことや、料理ができるか、身だしなみをきちんと整えられるか心配。

質問6 悩んでいることや、困っていることがあったら、どうしていますか。

- ・ 友達や、里親に話す。
- ・ 職員に話す。
- ・ 自分で解決できることは、自分で解決するよう意識しているが、自分で解決できないことは施設の職員に相談している。
- ・ まず自分でまとめる。まとめて、解決しなかったら施設の職員に話す。週1のセラピーで話している。
- ・ 対処せずにいつも通りの生活をする。できるだけ施設にいる時間を減らす。職員は精一杯やっているの、職員に言っても仕方がない。

質問7 悩んでいることや、困っていることについて、相談できる人はいますか。

- ・ 職員
- ・ 養育者
- ・ 施設の職員で、この人やったらって人がいる。
- ・ セラピーのカウンセラーや学校のカウンセラー、保健室の先生
- ・ 姉（1個上）、同施設の男児、職員
- ・ ホームの先生。友達には相談しない。学校の友達には一部の友達にしか施設で生活していることも話していないので。
- ・ 児相のケースワーカー、施設職員、精神科の先生、友達、学習支援の先生、学習支援の先生（定年退職されたおっちゃんたち）にはなんでも話せる。いつも愚痴を聞いてもらっている。

質問8 その人に直接言いにくい相談事がありますか。

- ・ 思いつかない。
- ・ ある。
- ・ 今はない。施設に入った当初は、施設内の人間関係についてだれにも相談できなかった。
- ・ あるはある。その人（職員）の愚痴とか。その他は言いづらい。

- ・ 家族のこと。
- ・ なんでも言える。幼い時から中2くらいまで施設の職員と沢山ケンカをし、なんでも言えるようになった。

質問9 身近にいる友達や先生などのまわりの人に、言えないこと・言いにくいことがあったときに話を聞いたり、代わりに言ってくれる仕組みがあったら利用したいと思いますか。

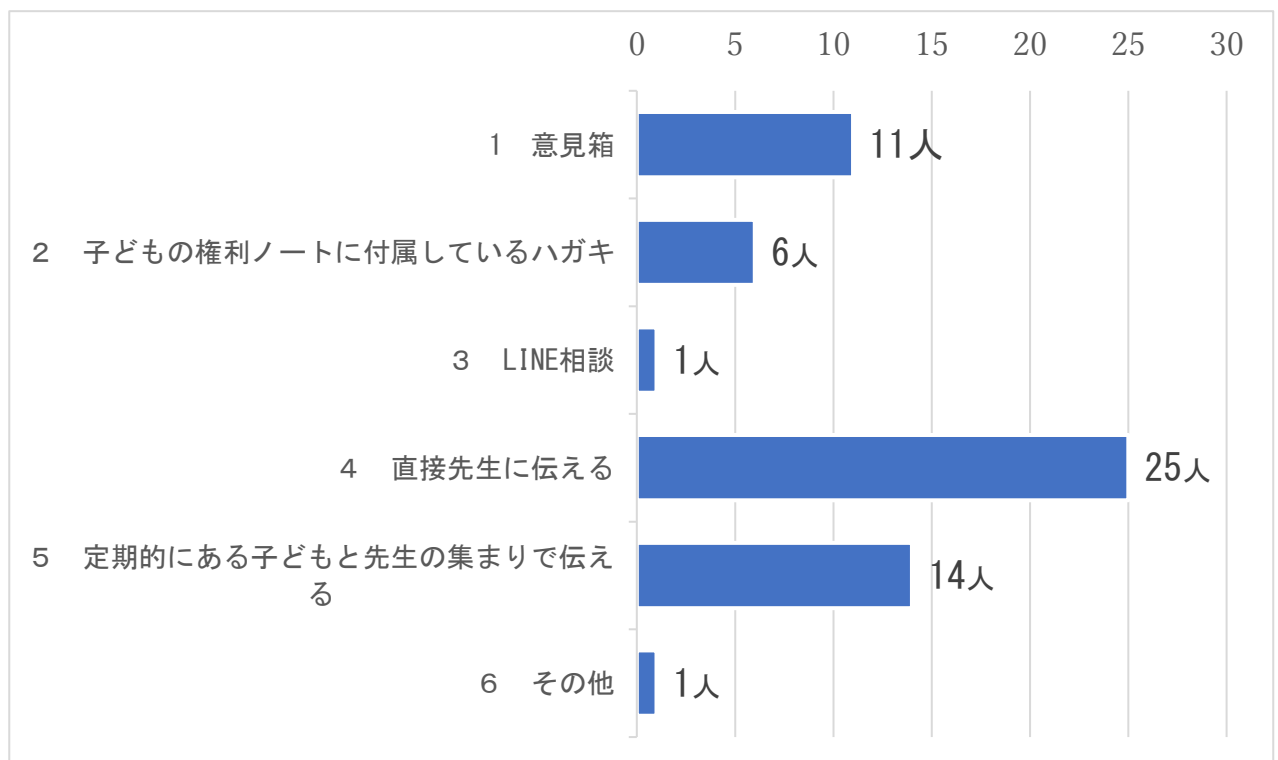
- ・ 利用するかはわからないが、仕組みはあったら良いと思う。
- ・ 思う。普段元気にふるまっているので、しんどいことを言うと、嘘をついていると思われるから、自分のことを何も知らない人に話を聞いてほしい。
- ・ 全然関係のない人にポロって言いたいことがあるときもあると思うので、（そういった仕組みがあれば）助かる人は多いと思う。
- ・ 逆に話しにくい。
- ・ 思わない。知らない人に話しても意味がない。
- ・ あってもいいと思うが、言いにくいことは、伝えづらい。

質問10 意見表明の方法について知っているものを教えてください。

	全体	1 意見箱	2 子どもの権利ノートに付属しているハガキ	3 LINE 相談	4 直接先生に伝える	5 定期的にある子どもと先生の集まりで伝える	6 その他
実数	29	11	6	1	25	14	1
構成比①	－	19.0%	10.3%	1.7%	43.1%	24.1%	1.7%
構成比②	－	37.9%	20.7%	3.4%	86.2%	48.3%	3.4%

※ 構成比①は回答全体の構成比

※ 構成比②は全体人数に対する構成比

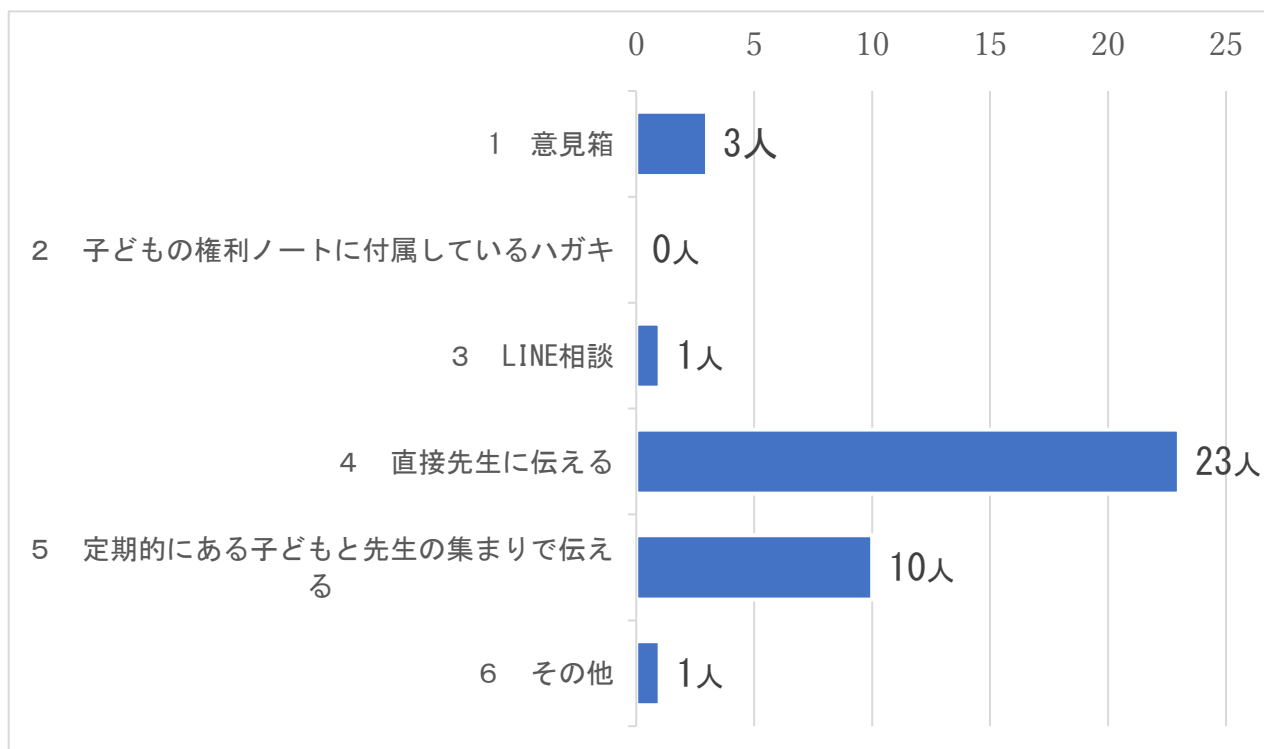


質問 1 1 意見を伝える、何か相談したい場合の方法について実際に使ったことがあるものを教えてください。

	全体	1 意見箱	2 子どもの権利ノートに付属しているハガキ	3 LINE 相談	4 直接先生に伝える	5 定期的にある子どもと先生の集まりで伝える	6 その他
実数	29	3	0	1	23	10	1
構成比①	－	7.9%	0.0%	2.6%	60.5%	26.3%	2.6%
構成比②	－	10.3%	0.0%	3.4%	79.3%	34.5%	3.4%

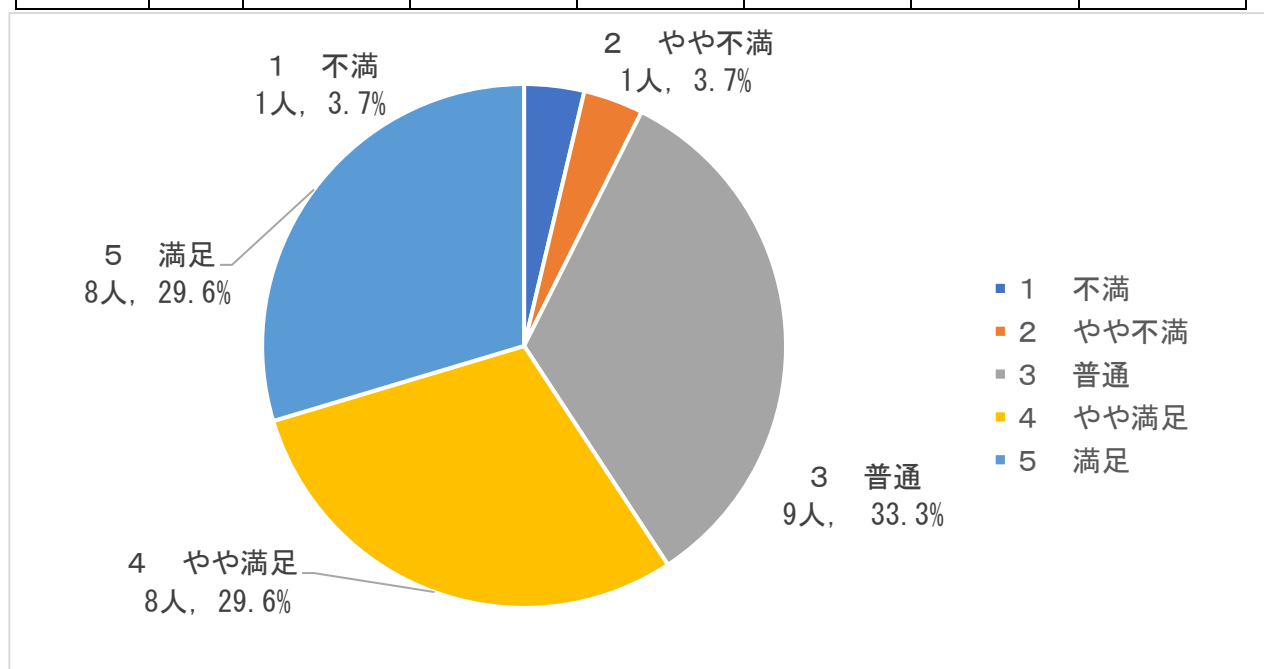
※ 構成比①は回答全体の構成比

※ 構成比②は全体人数に対する構成比



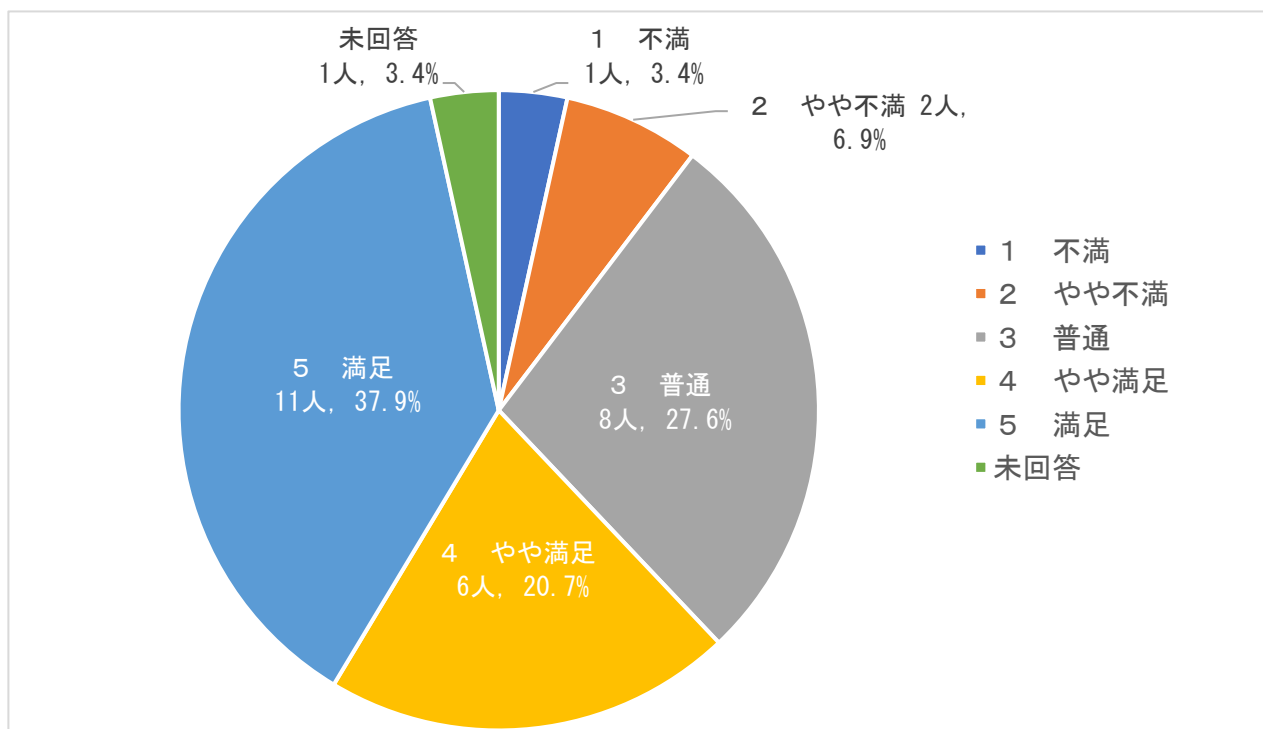
質問 1 2 実際に使ったことがある場合の満足度を教えてください。

	全体	1 不満	2 やや不満	3 普通	4 やや満足	5 満足	未回答
実数	29	1	1	9	8	8	2
構成比	—	3.4%	3.4%	31.0%	27.6%	27.6%	6.9%



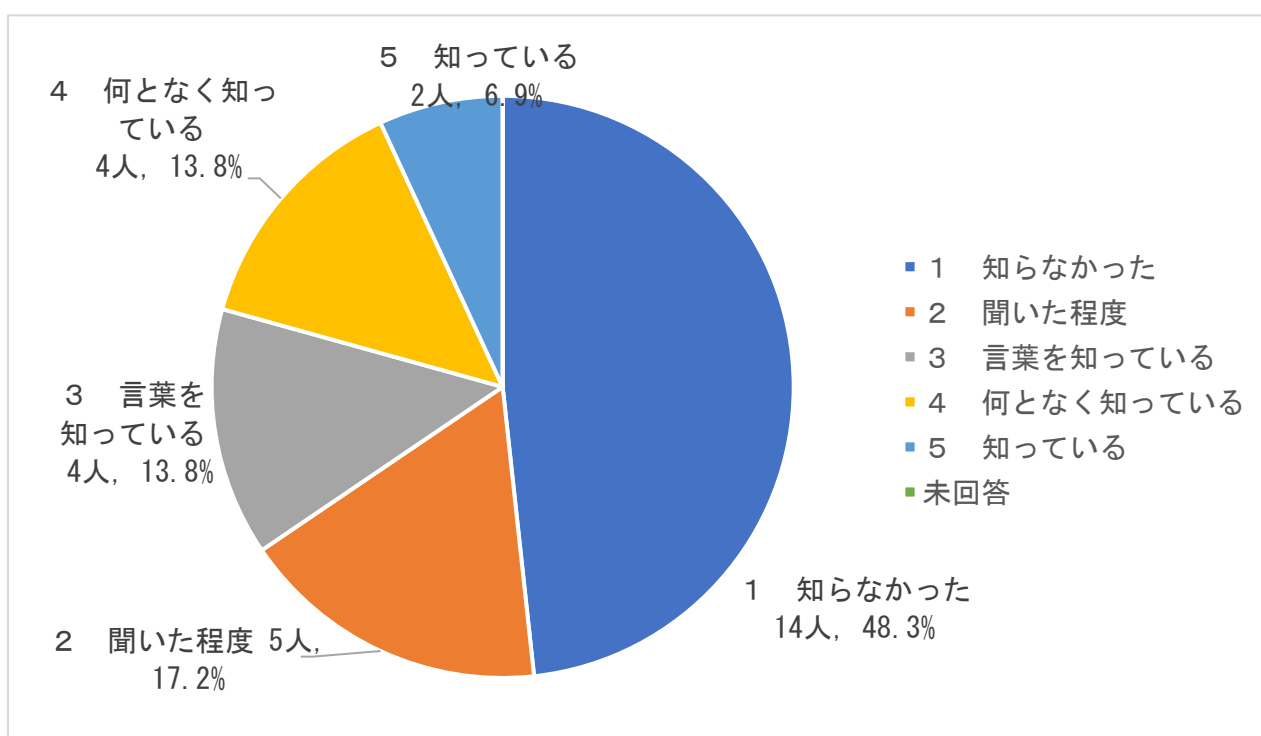
質問 1 3 質問 1 2 の色々な取組について満足していますか。

	全体	1 不満	2 やや不満	3 普通	4 やや満足	5 満足	未回答
実数	29	1	2	8	6	11	1
構成比	-	3.4%	6.9%	27.6%	20.7%	37.9%	3.4%



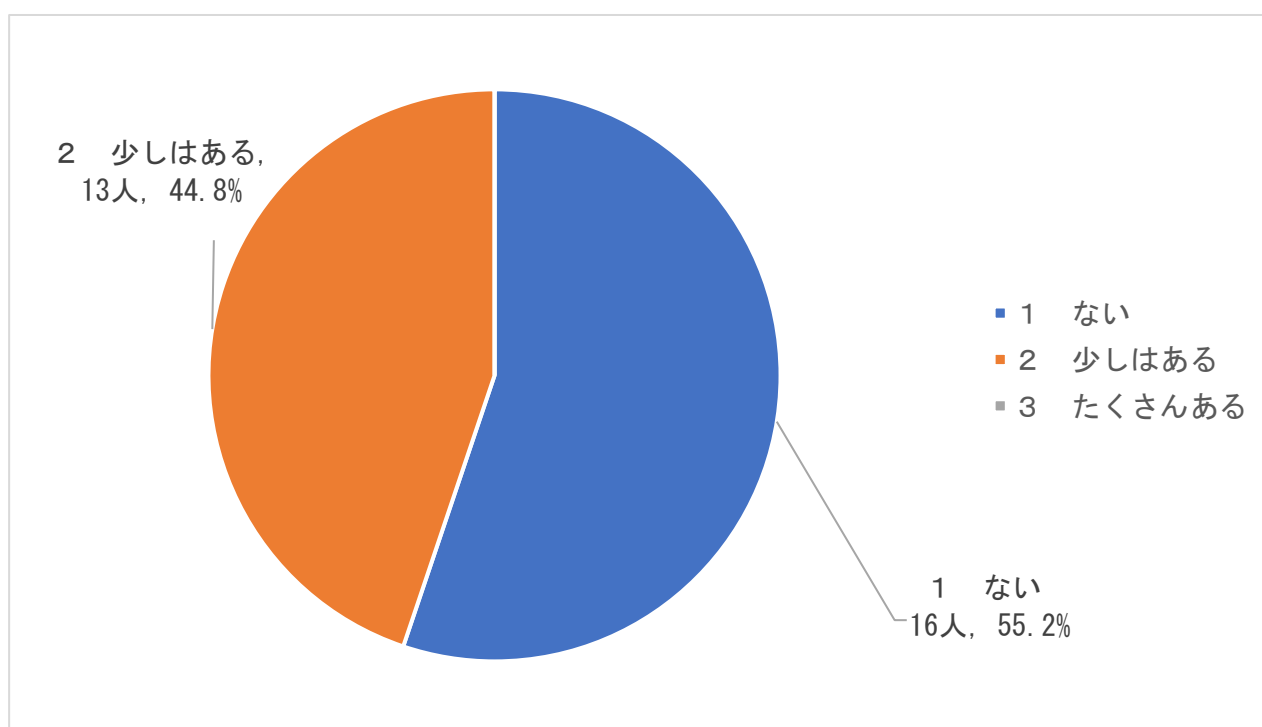
質問 1 4 子どもは健康で幸せに暮らす権利があります。そのために大人から助けってもらうこともあるし、意見を伝えたり、聞いたりすることもできます。こういったことは子どもの権利ノートに書いてありますが、内容を知っていたでしょうか。

	全体	1 知らなかった	2 聞いた程度	3 言葉を知っている	4 何となく知っている	5 知っている	未回答
実数	29	14	5	4	4	2	0
構成比	-	48.3%	17.2%	13.8%	13.8%	6.9%	0.0%



質問 15 これまで、子どもの権利について話を聞いたことがありますか。

	全体	1 ない	2 少しはある	3 たくさんある
実数	29	16	13	0
構成比	－	55.2%	44.8%	0.0%



質問 16 今の生活環境はどの形態ですか。

	全体	1 本体 (ユニット)	2 本体 (大舎・中舎)	3 地域小 規模など 敷地外施設	4 アパート (施設機能 強化推進費)	5 里親・ FH	未回答
実数	29	14	2	9	0	4	0
構成比	－	48.3%	6.9%	31.0%	0.0%	13.8%	0.0%

質問 17 今の生活環境を気に入っていますか。

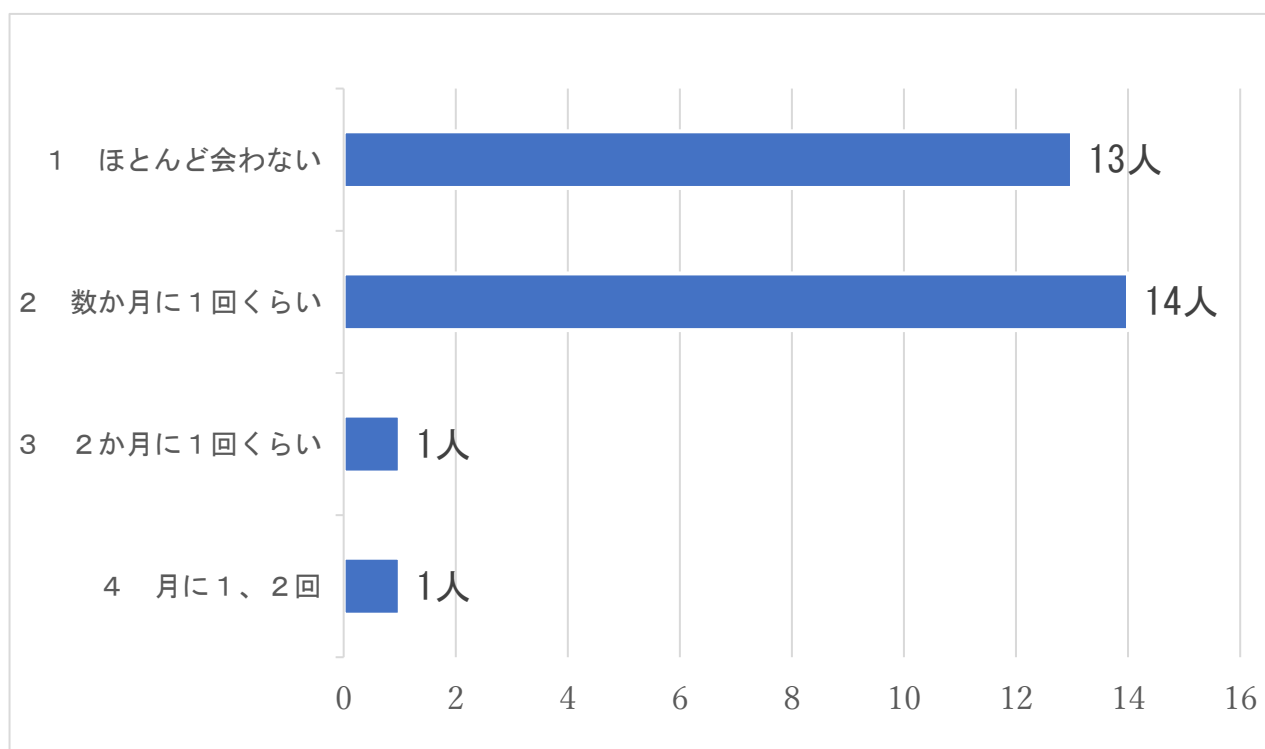
		全体	1 不満	2 やや不満	3 普通	4 やや満足	5 満足	未回答
全体		29	0	3	4	6	15	1
生活形態	本体（ユニット）	14	0	1	3	4	5	1
	構成比		0.0%	7.1%	21.4%	28.6%	35.7%	7.1%
	本体（大舎等）	2	0	0	0	1	1	0
	構成比		0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%
	敷地外施設	9	0	1	1	1	6	0
	構成比		0.0%	11.1%	11.1%	11.1%	66.7%	0.0%
	アパート	0	0	0	0	0	0	0
	構成比		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	里親・F H	4	0	1	0	0	3	0
	構成比		0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%

質問 18 専門職の支援は役立っていますか。

- よくわからない。セラピー（心理士）は当たり前の日常。自立支援担当職員は仕事人のイメージ。
- セラピーの職員はわかる。入所時から週1で利用しており、悩んだときにすぐ相談できるため役に立っている。
- セラピーを利用しておりとても役に立っている。生活空間と別の場所であるため、話しやすい。
- どの先生がどの役割というのは知らない。どの先生とも話す。

質問 19 ケースワーカーとはどのぐらいの頻度で会っていますか。

	全体	1 ほとんど会わない	2 数か月に1回くらい	3 2か月に1回くらい	4 月に1、2回	未回答
実数	29	13	14	1	1	0
構成比	—	44.8%	48.3%	3.4%	3.4%	0.0%

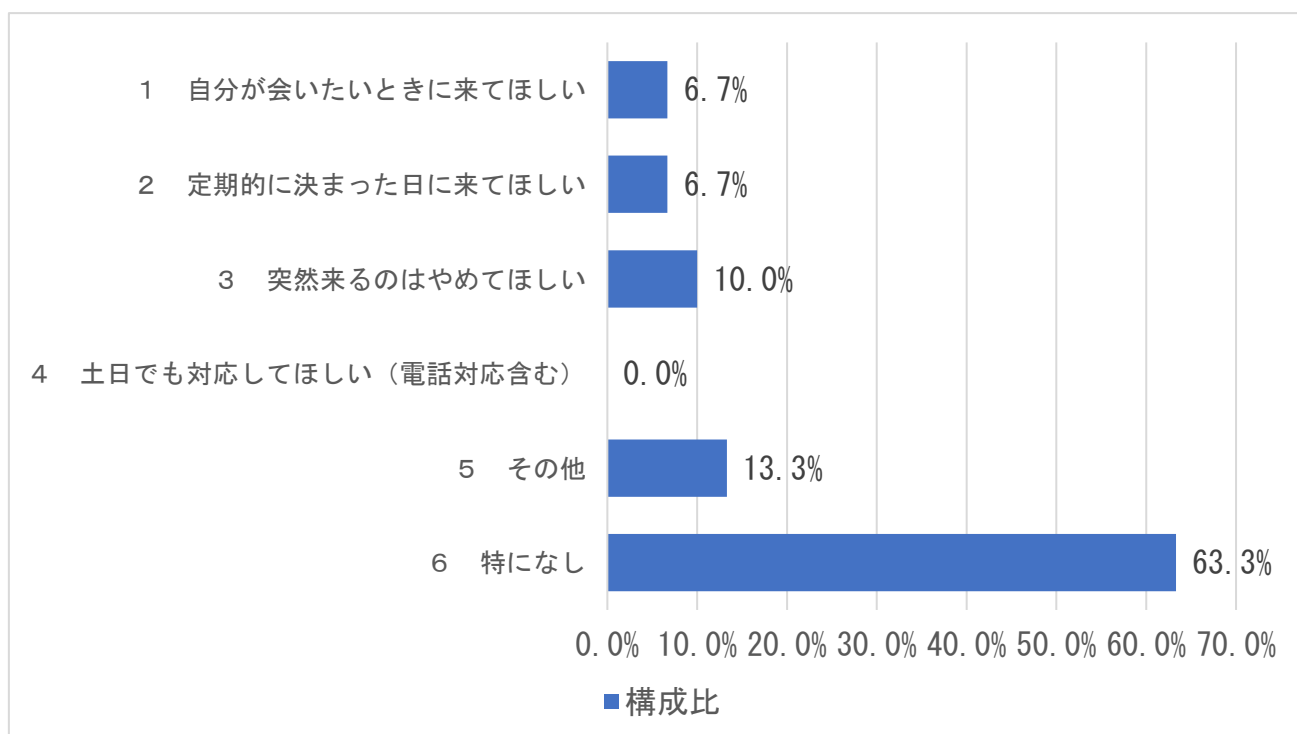


質問20 ケースワーカーの面会への要望はありますか。

	全体	1 自分が会いたい ときに来てほしい	2 定期的に決まった 日に来てほしい	3 突然来るのは やめてほしい
実数	29	2	2	3
構成比①	—	6.7%	6.7%	10.0%
構成比②	—	6.9%	6.9%	10.3%
		4 土日でも対応して ほしい(電話対応含む)	5 その他	6 特になし
実数		0	4	19
構成比①		0.0%	13.3%	63.3%
構成比②		0.0%	13.8%	65.5%

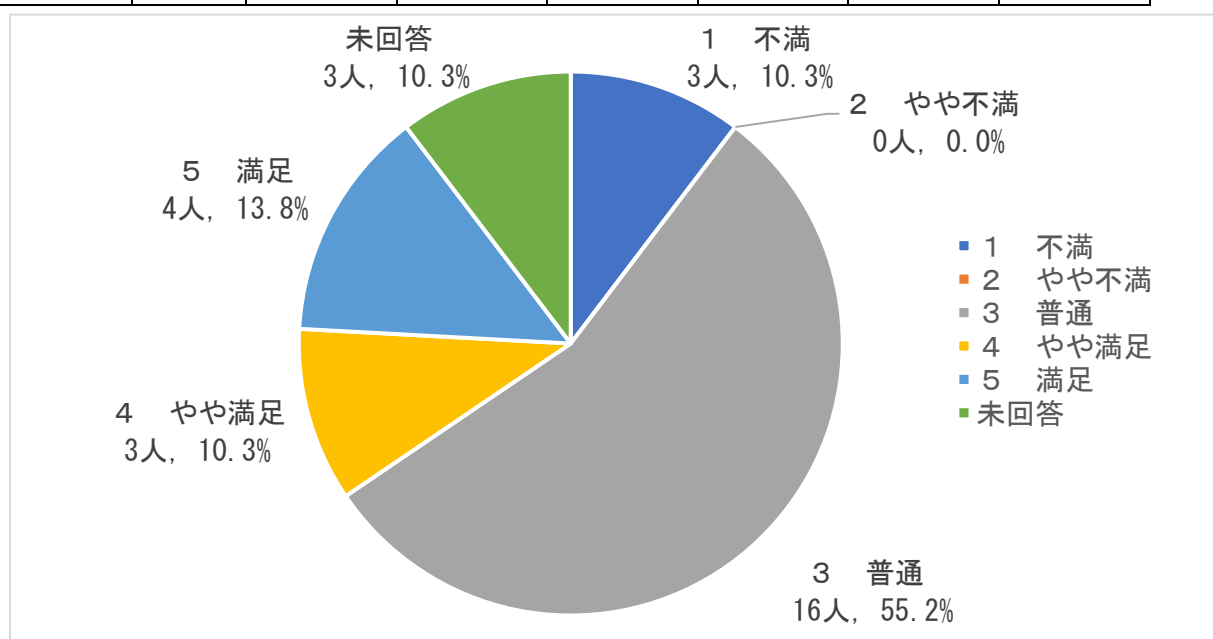
※ 構成比①は回答全体の構成比

※ 構成比②は全体人数に対する構成比



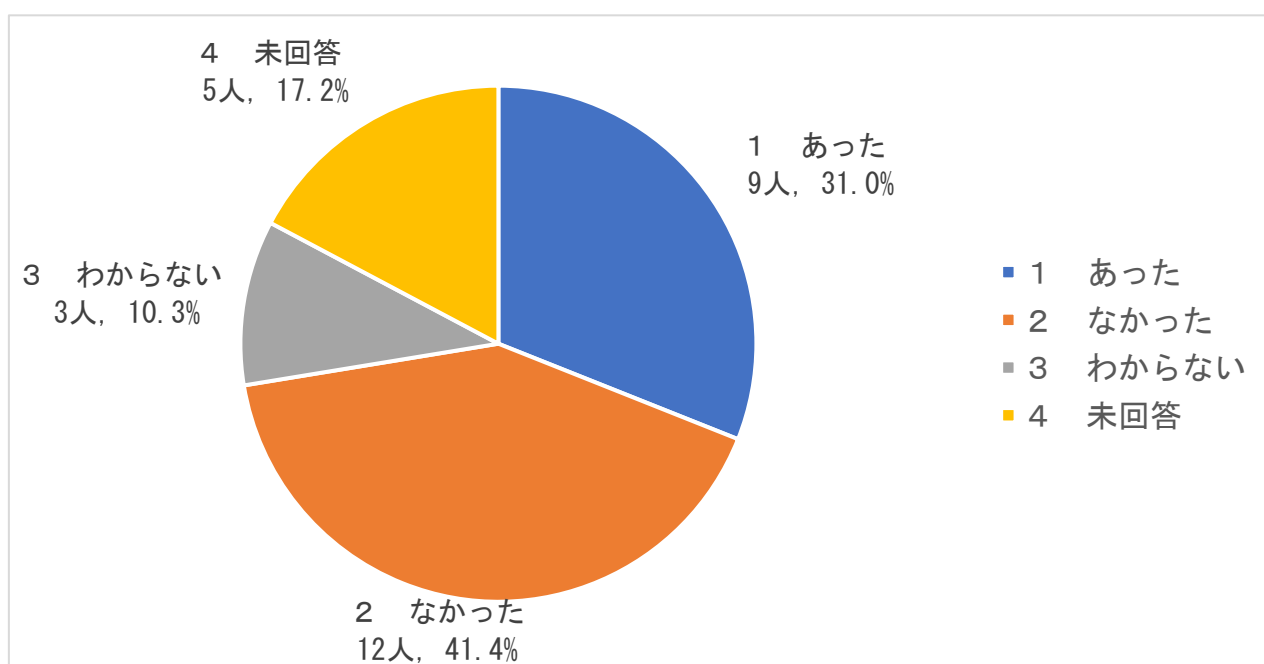
質問 2 1 ケースワーカーに意見を伝える、何か相談することもできますが、その取組について満足していますか。

	全体	1 不満	2 やや不満	3 普通	4 やや満足	5 満足	未回答
実数	29	3	0	16	3	4	3
構成比	-	10.3%	0.0%	55.2%	10.3%	13.8%	10.3%



質問２２ 施設（里親宅）の見学はありましたか。

	全体	１ あった	２ なかった	３ わからない	４ 未回答
実数	29	9	12	3	5
構成比	－	31.0%	41.4%	10.3%	17.2%



質問２３ 施設（里親宅）に入る前や、入った時に不安だったことはありますか。

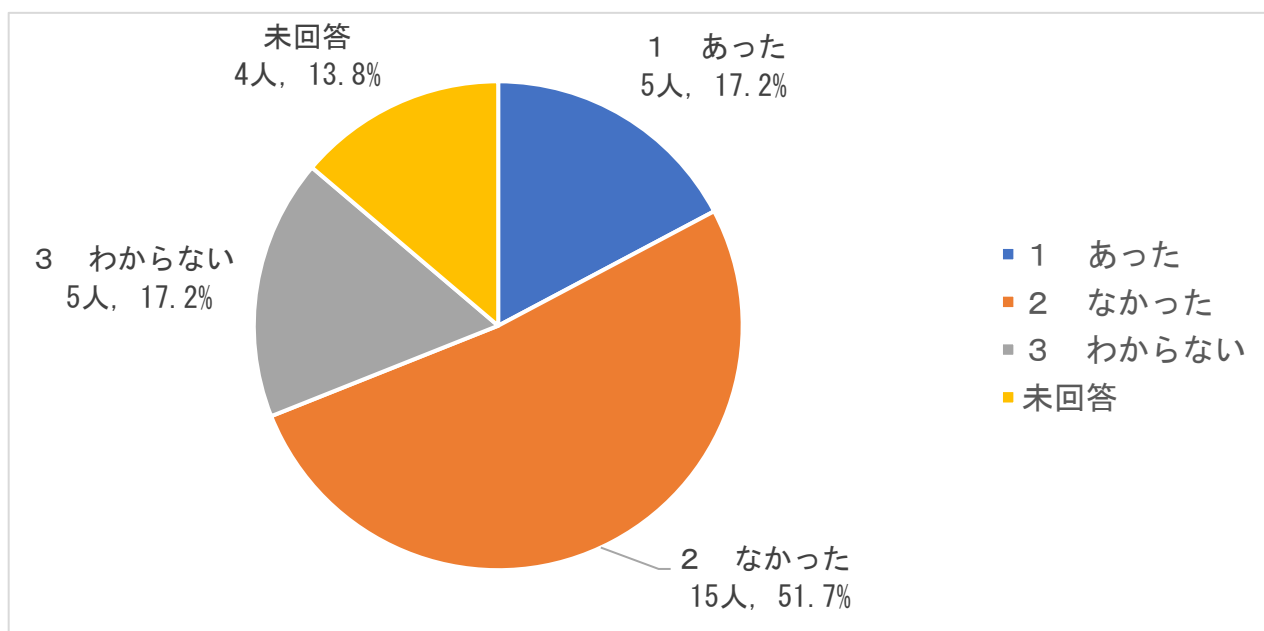
	全体	１ 説明が難しかった	２ 友達のこと	３ 学校のこと	４ これからの生活
実数	29	1	9	9	8
構成比①	－	2.7%	24.3%	24.3%	21.6%
構成比②	－	3.4%	31.0%	31.0%	27.6%
		５ 不安はなかった	６ その他	７ わからない	未回答
実数		3	7	2	4
構成比①		8.1%	18.9%	5.4%	10.8%
構成比②		10.3%	24.1%	6.9%	13.8%

※ 構成比①は回答全体の構成比

※ 構成比②は全体人数に対する構成比

質問 2 4 施設（里親宅）に入った後に、聞いていた説明と違うと感じたことはありましたか。

	全体	1 あった	2 なかった	3 わからない	未回答
実数	29	5	15	5	4
構成比	－	17.2%	51.7%	17.2%	13.8%

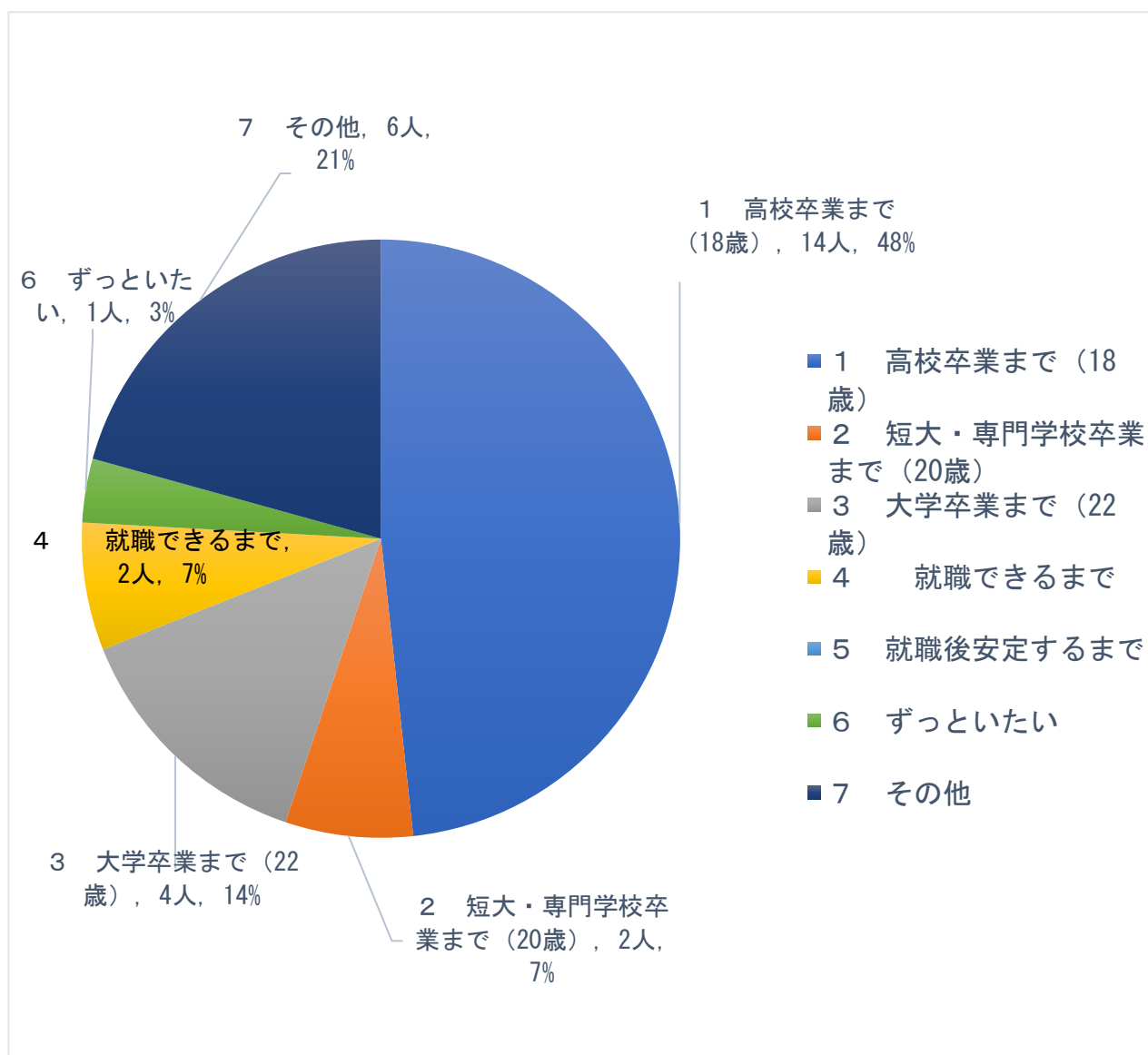


質問 2 5 これからの進路について、希望がありますか。

- ・ 施設に来て、色々な進路があることを知り、専門学校に行きたかったが、（高校生で入所したので）お金を貯める時間もなかった。
- ・ 医者になりたい。前は物理学者になりたかったが、今は医者。
- ・ 大学にいて、社会福祉の道に進みたい。憧れる職員になれるように、子どもに携わる仕事をしたい。
- ・ 全然考えていない。
- ・ 高校行って、大学行って、家に帰る。ママのお手伝い（家事とか）して、ママを休ませたい。
- ・ 大学に進学し、一人暮らしをしたい。

質問 2 6 施設（里親宅）にいつまでいたいと思いますか。

	全体	1 高校卒業まで(18歳)	2 短大・専門学校卒業まで(20歳)	3 大学卒業まで(22歳)	4 就職できるまで
実数	29	14	2	4	2
構成比	-	48.3%	6.9%	13.8%	6.9%
		5 就職後安定するまで	6 ずっといたい	7 その他	未回答
実数		0	1	6	0
構成比		0.0%	3.4%	20.7%	0.0%



質問２７ 施設（里親宅）を退所した後のことについて、どのような不安がありますか。

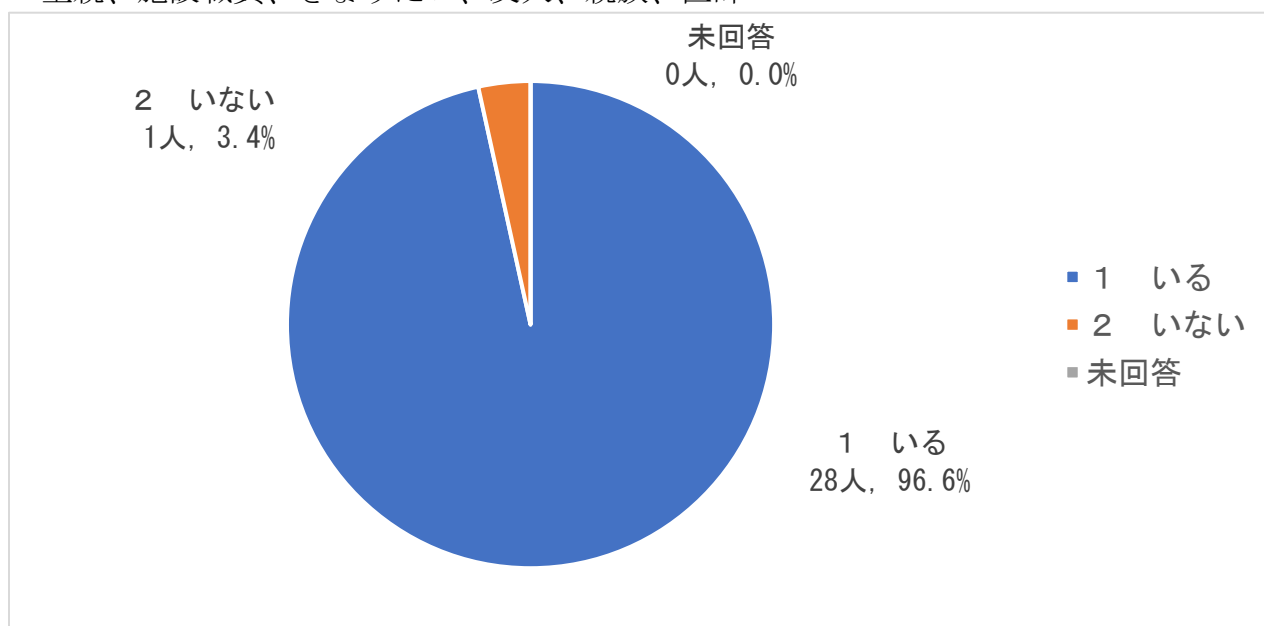
- ・ 金銭面や生活力がないこと
- ・ （自分自身が）精神的に不安定で、体調も崩しがちなので、一人で生きていけるか不安。お金の不安もある。
- ・ 金銭面、生活、就職 自分は仕事が続くかわからない。
- ・ 一人で生活していけるか不安。今は、ご飯も作ってもらえるし、朝も起こしてもらっている。洗濯は自分でしている。
- ・ 生活面。相談相手がいなくなること。
- ・ １人暮らししたいけどお金の不安がある。施設にいるから、職員が全てやってくれるから分からない。病院に１人で言ったこともないので今でも１人で行けない。１人暮らししたら聞ける人がいないから（職員には聞けない）。

質問２８ 施設（里親宅）を退所した後のことについて、相談する相手はいますか。

	全体	１ いる	２ いない	未回答
実数	29	28	1	0
構成比	－	96.6%	3.4%	0.0%

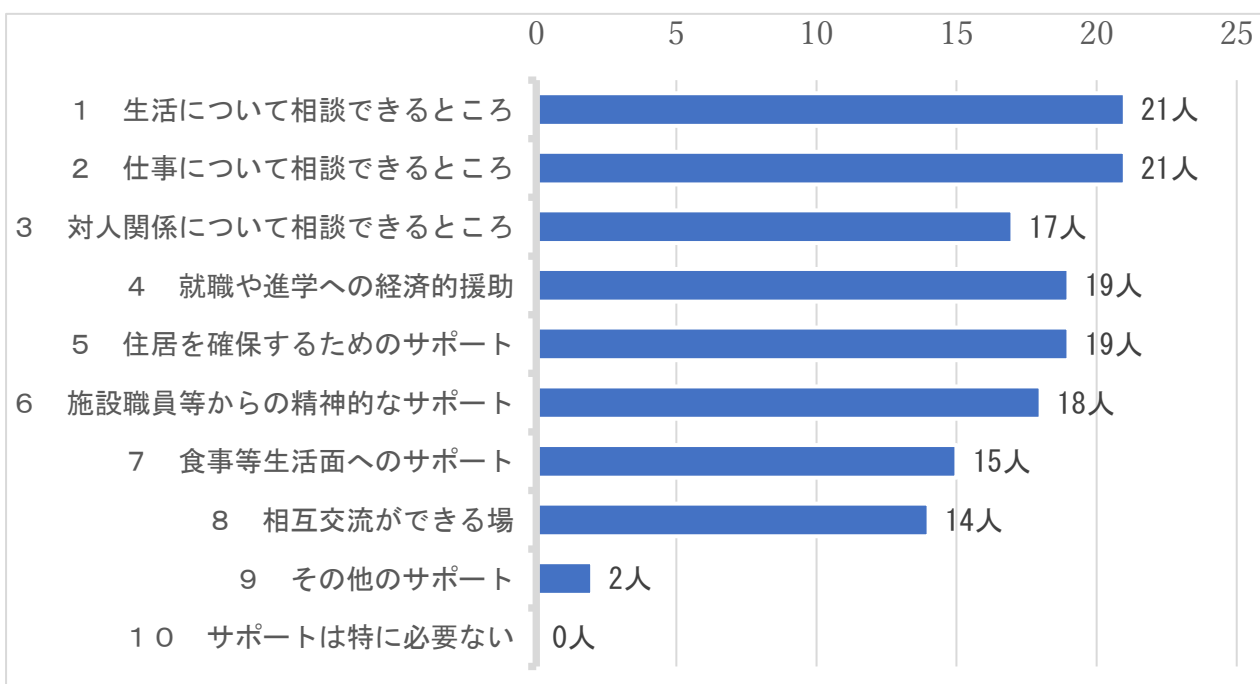
(回答の一部)

里親、施設職員、きょうだい、友人、親族、医師



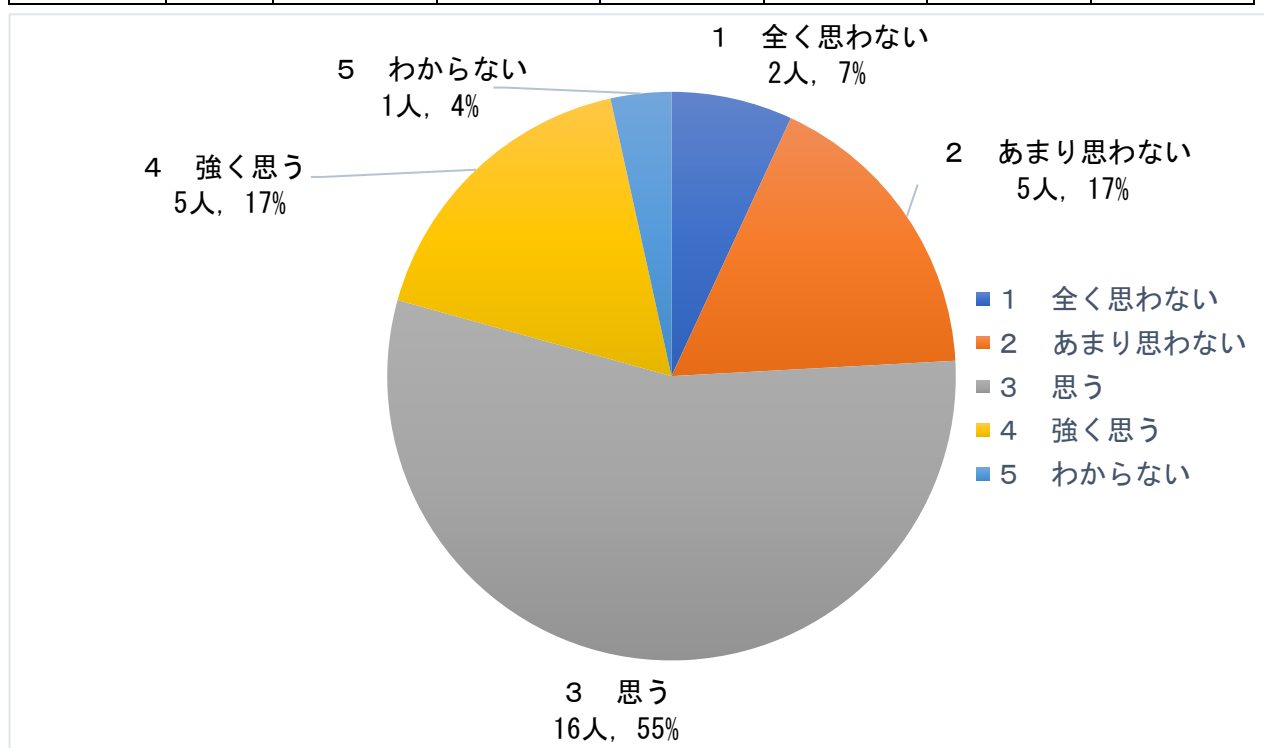
質問２９ 施設（里親宅）を退所した後に、必要と思われるサポートについてお答えください。

	全体	1 生活について 相談できるところ	2 仕事について 相談できるところ	3 対人関係について 相談できるところ	4 就職や進学への 経済的援助
実数	29	21	21	17	19
構成比①	－	14.4%	14.4%	11.6%	13.0%
構成比②	－	72.4%	72.4%	58.6%	65.5%
		5 住居を確保 するためのサポート	6 施設職員等から の精神的なサポート	7 食事等生活面 へのサポート	8 施設等に入所経験 のある人と相互交流 ができる場
実数		19	18	15	14
構成比①		13.0%	12.3%	10.3%	9.6%
構成比②		65.5%	62.1%	51.7%	48.3%
		9 その他の サポート	10 サポートは 特に必要ない		
実数		2	0		
構成比①		1.4%	0.0%		
構成比②		6.9%	0.0%		



質問３０ 令和６年度から児童自立生活援助事業の対象が拡大されましたが、利用したいですか。

	全体	1 全く思わない	2 あまり思わない	3 思う	4 強く思う	5 わからない	未回答
実数	29	2	5	16	5	1	0
構成比	-	6.9%	17.2%	55.2%	17.2%	3.4%	0.0%

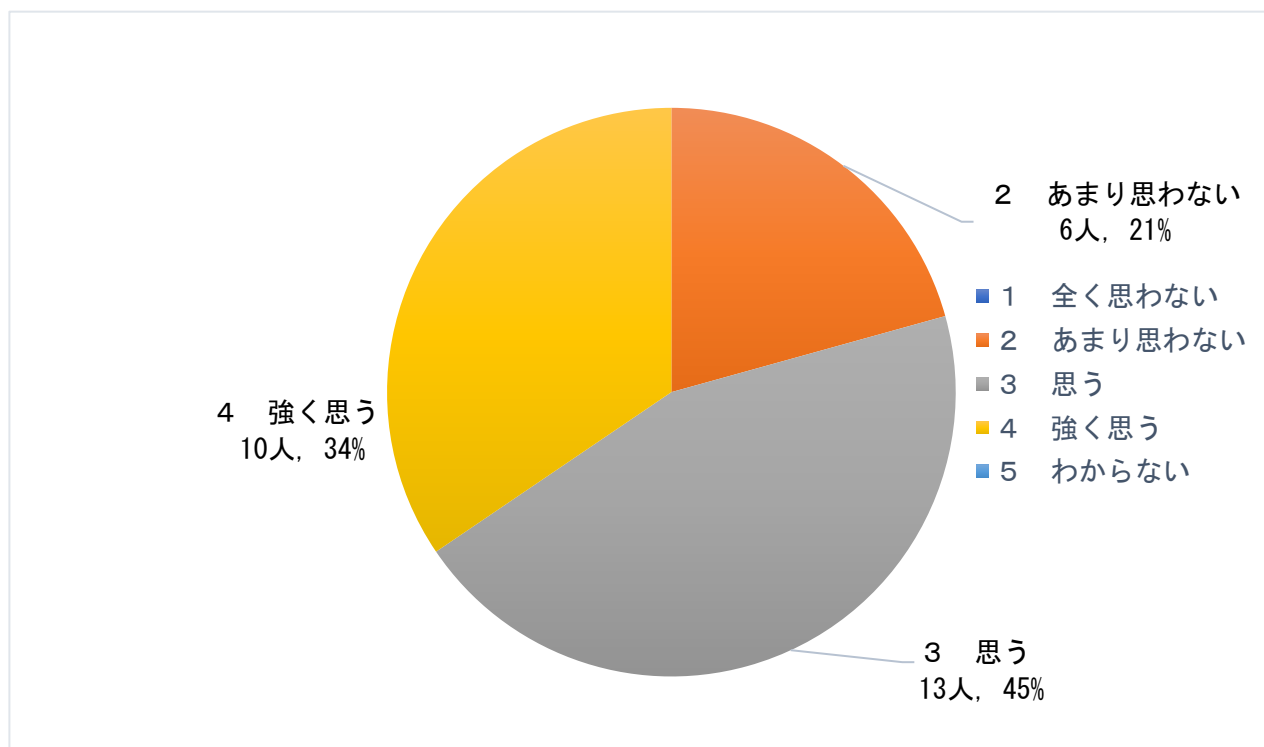


質問３１ 質問３０の回答に対して、利用したい場合…どの取組に期待しますか。利用したくない場合…なぜ利用したくないですか。

- ・ もし、自分が大ピンチになったときに、帰れる場所があるって思えるだけで安心やし、頑張れる。
- ・ 仕事辞めたときに戻ってきたいと思うかも。
- ・ 金銭面が心配だからあればいいと思う。
- ・ 長く施設に居すぎても、自立できなくなると思う。
- ・ 生活や仕事、精神的なサポートが受けられるから。
- ・ いきなり１人は不安なので、自立する前に集団の中でひとり暮らしをする練習をしておきたい。

質問３２ 社会的養護自立支援拠点が開設されたら利用したいですか。

	全体	1 全く思わない	2 あまり思わない	3 思う	4 強く思う	未回答
実数	29	0	6	13	10	0
構成比	－	0.0%	20.7%	44.8%	34.5%	0.0%

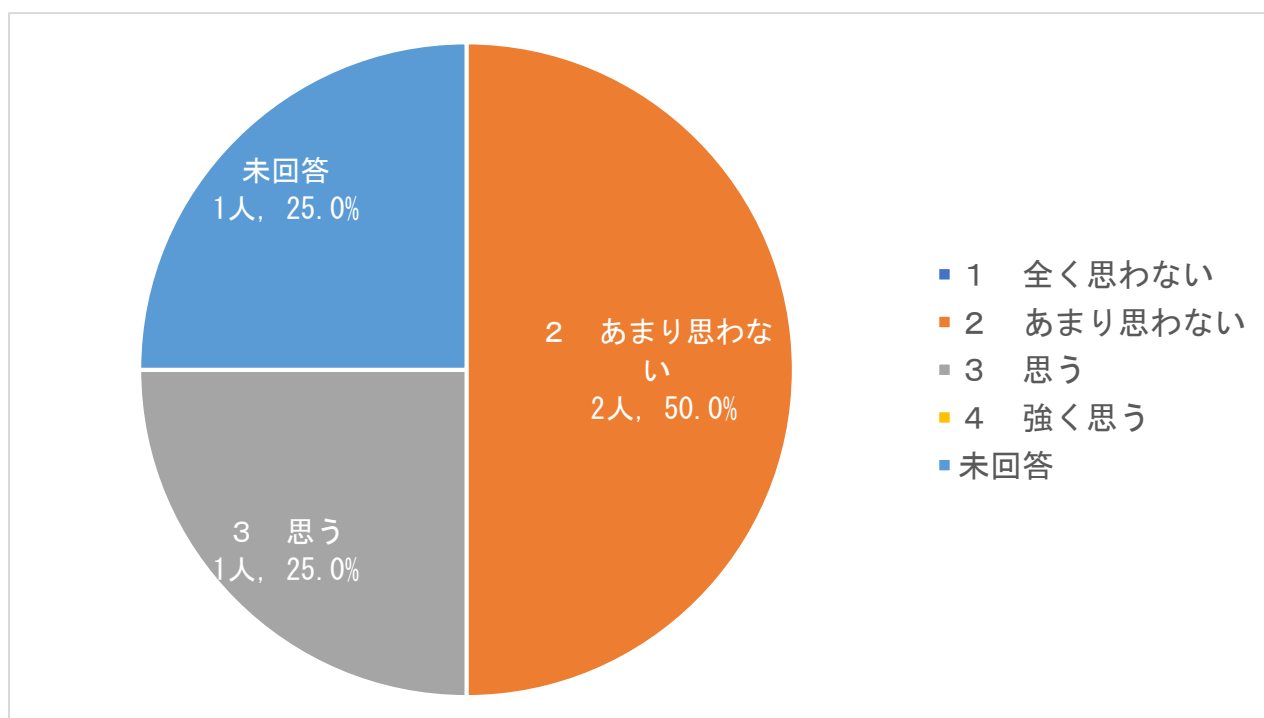


質問３３ 里親等委託児童自立支援事業の自立支援サポーターの支援は役立っていますか。（※里親等委託児童のみ）

- ・ 先日初めて会った。進学したい大学に奨学金について電話して聞いてくれた。連絡先も交換している。
- ・ １回だけ会ったことあるかな？あまり連絡は取ってない。その人かわからんけど、誕生日とか暑中見舞いくる。あまり思い出せない。
- ・ 特に利用したことはないが令和６年夏頃、ケースワーカーとサポーターが挨拶にきた。

質問３４ 里親支援センターが開設されたら、利用してみたいですか。（里親等委託児童のみ）

	全体	1 全く思わない	2 あまり思わない	3 思う	4 強く思う	未回答
実数	4	0	2	1	0	1
構成比	－	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%



7 ヒアリング結果を受けて

(1) 権利擁護・意見表明について

権利に関する認知度が高いとは言えない。意見表明の方法についても現状においても電話、メール、SNS、手紙など様々な相談窓口があるが、今回は意見を言える児童がヒアリング対象として選定されている傾向が影響し、職員へ直接伝えるという手法の利用割合が突出していた。それに対する満足度は高いものの、他のそれぞれの相談窓口について子どもがわかりやすいよう情報を整理して伝えていく。

(2) 入所までの支援・入所中の支援について（児童相談所の関わりを含む）

今回のヒアリング対象児童への児童相談所の担当ケースワーカーの関わりが不定期である状況が見受けられた。児童相談所の支援内容が、人事異動等に伴う担当ケースワーカーの変更により途切れることがないよう、新旧のケースワーカー間での引継ぎ等を十分に行い、支援内容の継続性確保に努める。

生活形態（大舎制か小規模グループケア、里親等）による満足度の違いは見受けられなかった。専門職の支援については、心理士の支援を受けている児童が多かったが、その他の職員からの支援を受けていると認識している割合は低かった。

(3) 自立に向けての支援について

自立に向けて経済面で不安な思いを持つ児童が多くみられたため、本市で実施している自立支援事業、相談支援事業及び措置費制度等の制度周知を、進路選択について具体的に考える前から実施するなど手法を工夫することの必要性を認識した。

また、同じ施設内で生活していてもどのくらい施設にいたい・どんな支援を必要だと思うかについて児童によって希望が違ふことから、自立支援に様々な制度があるなかで、児童が自分に合ったものを選ぶように仕組みを豊富にそろえておくことの必要性が示される結果となった。特に自立後の相談先や施設出身者同士の交流の場を求める声も一定の割合で聞かれたことから、社会的養護自立支援拠点の設置についても検討を行っていく。

（参考）都道府県社会的養育推進計画策定要領における評価のための指標

1 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- ・社会的養育に関わる関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数
- ・意見表明等支援事業の実施状況（利用可能な子どもの人数及び割合、そのうち事業を利用した子どもの割合、第三者への事業委託状況（子どもと利益合判のない独立性を担保しているか））
- ・措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度（知っているか）、利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）、満足度（利用してどうだったか）
- ・措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度
- ・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度
- ・児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況及び意見申立件数
- ・社会的養育施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（経験者を含む）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無

2 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

① 市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・こども家庭センターの設置数
- ・こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・都道府県と市区町村との人材交流の実施状況
- ・こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況

② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策
- ・市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

③ 児童家庭センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

- ・児童家庭支援センターの設置数
- ・児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合（分母：指導措置委託全件数）
- ・市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新設】

- ・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数

- ・助産施設の設置数
- ・特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数

5 一時保護改革に向けた取組

- ・一時保護施設の定員数
- ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設の確保数
- ・一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・一時保護施設の平均入所日数
- ・一時保護施設の平均入所率

6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

- ・里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間
- ・こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況（検討状況を含む。）

② 親子関係再構築に向けた取組

- ・親子再統合支援事業による各種支援の実施件数
- ・親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況
- ・親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数
- ・民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数
- ・里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数
- ・特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数
- ・民間あっせん機関に対する支援、連携の有無

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

- ・ 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率
- ・ 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数、新規里親登録（認定）数、委託里親数、委託こども数
- ・ ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託こども数
- ・ 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数
- ・ 里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）

② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

- ・ 里親支援センターの設置数、民間への委託数
- ・ 民間フォスターリング機関の設置数
- ・ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

① 施設で養育が必要な子どもの見込み ※ 要領上の記載なし

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
- ・ 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員の加配施設数、加配職員数
- ・ 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
- ・ 一時保護専用施設の整備施設数
- ・ 児童家庭支援センターの設置施設数
- ・ 里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数
- ・ 妊産婦等生活援助事業の実施施設数
- ・ 市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数
- ・ 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況

10 児童相談所の強化等に向けた取組

- ① 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組 ※対象外
- ② 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組
 - ・児童相談所の管轄人口
 - ・第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数）
 - ・児童福祉司、児童心理司の配置数
 - ・児童福祉司スーパーバイザーの配置数
 - ・医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
 - ・保健師の配置数
 - ・弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
 - ・こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数
 - ・専門職採用者数（割合）